第73回
近畿矯正管区教誨師研修大会
令和7年度京都府教誨師会研修会併催
記　　録

アップデートする教誨
～教誨師は、とどまってはおられない～

開催日　　令和8年1月29日(木)
会　場　　ホテルグランヴィア京都
主　催　　近畿矯正管区教誨師連盟
　　公益財団法人全国教誨師連盟
　　京都府教誨師会

第73回

近畿矯正管区教誨師研修大会

令和7年度京都府教誨師会研修会併催

記　　録

アップデートする教誨

～教誨師は、とどまってはおられない～



目　次

1　研修大会要綱　1

2　物故者名簿　4

3　式　典

開会の辞	京都府教誨師会会長	5
式　辞	大会会長	6
	大会実行委員長	8
メッセージ	公益財団法人全国教誨師連盟総裁	9
挨　拶	近畿矯正管区長	11
祝　辞	京都府知事	12
	京都市長	13
	京都地方検察庁検事正	14
	法務省矯正局長	15
祝　電		17
表　彰	近畿矯正管区長表彰	18
	近畿矯正管区教誨師連盟会長表彰	19

4　研　修

基調講演	「矯正の現状について」　近畿矯正管区長	20
記念講演	「かがやきホームの取組について」	
	「相談員として、かがやきホームに携わり感じたことについて」	
	かがやきホーム相談員、大阪刑務所篤志面接委員　岡西 正克	33

5　閉会式

会務報告	公益財団法人全国教誨師連盟理事長	53
	近畿矯正管区教誨師連盟事務局長	54
次期開催地挨拶	滋賀県教誨師会会長	56
閉会の辞	大会実行副委員長	57

6　参加者名簿

来　賓	58
教誨師	58
矯正職員	61

1　研修大会要綱

⑴　大会名称　　第７３回近畿矯正管区教誨師研修大会
令和７年度京都府教誨師会研修会併催

⑵　大会テーマ　　「アップデートする教誨」

⑶　サブテーマ　　「教誨師は、とどまってはおられない」

⑷　目　　的　　令和４年６月、刑法等の一部を改正する法律が成立し、これまでの懲役刑・禁錮刑が廃止され､新たに「拘禁刑」として一本化されました。「拘禁刑」が創設された意義は「懲らしめ」としての罰から、被収容者の改善更生・社会復帰のための措置として明確に示されたことにあると言えます。時代の大きな変革期にあたり、私たちは被収容者に向けた新たな宗教教誨のあり方について、一層の歩みを進めるときです。まさに「教誨師は、とどまってはおられない」のであります。
このたび掲げられたテーマのもと、職員の皆さまとともに管区内教誨師が集い研鑽を積むことで、宗教教誨のさらなる充実を願い、ここに本研修大会を開催いたします。

⑸　主　　催　　近畿矯正管区教誨師連盟
公益財団法人全国教誨師連盟
京都府教誨師会

⑹　開　催　日　　令和８年１月２９日（木）

⑺　会　　場　　ホテルグランヴィア京都
〒600-8216
京都市下京区烏丸通塩小路下ル JR 京都駅中央口
TEL075-344-8888

⑻　来　　賓　　京都府知事
京都市長
宇治市長
京都地方検察庁検事正
京都保護観察所所長
近畿矯正管区管内篤志面接委員協議会会長

⑼　参　加　者　　公益財団法人全国教誨師連盟
近畿矯正管区教誨師連盟所属教誨師
近畿矯正管区及び同管区管内矯正施設職員

⑽　次　　第
ア　受　　付（１２：３０～１３：００）
イ　式　　典（１３：００～１３：５０）
（ア）開会の辞　　京都府教誨師会会長　　秦　明人
（イ）物故者追悼
（ウ）式　　辞　　大会会長　　和田　宏之
大会実行委員長　　秦　明人
（エ）メッセージ　　公益財団法人全国教誨師連盟総裁　　大谷　光淳
（同連盟理事長　　竹岡　郁雄　代読）
（オ）挨　　拶　　近畿矯正管区長　　古橋　徹也
（カ）祝　　辞　　京都府知事　　西脇　隆俊
（京都府文化生活部長　　嶋津　誉子　代読）
京都市長　　松井　孝治
（京都市保健福祉局長　　上田　純子　代読）
京都地方検察庁検事正　　西山　卓爾
法務省矯正局長　　日笠　和彦
（京都刑務所長　　櫛引　唯一郎　代読）
（キ）来賓紹介
（ク）祝電披露

（ケ）表　　彰　　近畿矯正管区長表彰

近畿矯正管区教誨師連盟会長表彰

（コ）被表彰者代表謝辞

ウ　研　修（１４：００～１６：４５）

（ア）基 調 講 演　「矯正の現状について」

近畿矯正管区長　　古橋　徹也

（イ）記 念 講 演　「かがやきホームの取組について」

「相談員として、かがやきホームに携わり感じたことについて」

かがやきホーム相談員、大阪刑務所篤志面接委員　　岡西　正克

エ　閉会式（１６：５５～１７：１０）

（ア）会 務 報 告　公益財団法人全国教誨師連盟理事長　竹岡　郁雄

近畿矯正管区教誨師連盟事務局長　村山　雅雄

（イ）次期開催地挨拶　滋賀県教誨師会会長　大久保　洋

（ウ）閉 会 の 辞　大会実行委員長　秦　明人

⑾ 意見交換会（１７：３０～１９：００）

（ア）開 会 の 辞　大会実行副委員長　日野　隆文

（イ）乾　杯　大会実行副委員長　井上　廣

（ウ）閉 会 の 辞　大会実行副委員長　加藤　良光

以　上

2 物故者名簿（敬称略）

令和６年１１月１２日から令和７年１２月３１日まで

山口　芳典　令和６年１２月７日御逝去（享年８２歳）

神戸刑務所所属　浄土宗

松島　法城　令和７年３月６日御逝去（享年９７歳）

加古川刑務所所属　浄土真宗本願寺派

3 式　典

開会の辞

京都府教誨師会会長　　秦　明人



ただいまご紹介にあずかりました、京都府教誨師会会長の秦と申します。第 73 回近畿矯正管区教誨師研修大会並びに令和７年度京都府教誨師会研修会を開催させていただきます。



式　辞

大会会長　　和田　宏之



本日ここに第７３回近畿矯正管区教誨師研修大会が開催されるにあたり、一言御挨拶申し上げます。

本大会は、例年とは違い、諸事情により１月の開催となりました。１月と言えば、１・１７の阪神淡路大震災を忘れられませんが、令和５年１１月開催の第７１回兵庫大会の後、令和６年１月１日には能登半島地震が発生しました。犠牲となられました方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災された方々にお見舞い申し上げます。

さて、本大会の開催にあたり、宗教教誨活動に対しまして深い御理解と温かい御支援賜っております京都府知事の西脇隆俊様をはじめ御来賓の皆様、並びに当連盟の運営に御支援、御協力をいただいております近畿矯正管区長古橋徹也様はじめ、矯正関係の皆様、全国教誨師連盟理事長竹岡郁雄様、御多忙中にも関わりませず御臨席を頂きましたことを心より感謝申し上げます。今後とも教誨活動に変わらぬ御支援と御指導を賜りますよう深くお願いいたします。

昨年４月に大阪矯正管区から近畿矯正管区へと名称が変わり、６月には拘禁刑が施行されました。施行から約８か月が経とうとしています。私たち教誨師は施行されることを聞いてから幾多の研修会で研鑽を積んで参りましたが、いよいよ教誨師として被収容者のそれぞれの特性に合った改善更生・社会復帰のためのプログラムに参画し活動するときであります。

改善更生及び社会復帰に向けての矯正処遇課程の種類は２４の課程が設けられています。今、私は ST の短期処遇課程、すなわち、執行すべき刑期が６か月未満の被収容者を１名担当しています。それぞれの課程には矯正処遇の目標があり、担当職員から説明を受け意見を交わしながら面接に当たっています。

最初に戸惑ったのは、願せんによる教誨ではないということです。プログラムの目標や受刑者の特性を十分理解した上で、教誨師のスキルを生かし、今まで以上に被収容者との会話を大切にした面接をしなければなりません。まさに大会テーマの「アップデートする教誨」が必要なのです。

そのためには、これまで以上に施設職員の皆様と共に研鑽し交流することが大切です。職員の研修会に参加させていただくことも必要でしょう。出所後の再犯防止のために尽力されている保護司の皆様や就労

支援に御尽力いただいている皆様など、更生保護に関わっておられる方々から学ぶことも必要です。

また、私たち教誨師間での経験の共有も大切です。まさに、サブテーマの「教誨師は、とどまってはおられない」であります。被収容者の心に寄り添いつつ、出所後も見据えた希望のある宗教教誨をめざして、本大会の目的のとおり研鑽を積んでまいりましょう。

最後になりましたが本研修大会を開催するにあたり、企画運営に御尽力いただきました京都府教誨師会前会長の日野隆文様、そして会長の秦明人様はじめ京都府教誨師会の皆様や矯正施設職員の皆様には大変ご苦労いただきましたこと厚く御礼申し上げます。

本日の研修大会が、私たち教誨師にとってアップデートするための一助となることを念願しまして御挨拶といたします。





式　辞

大会実行委員長　　秦　明人



このたび、１３年ぶりに皆様を京都にお迎えし、近畿矯正管区教誨師研修大会を開催するにあたり、一言御挨拶申し上げます。

まずもって、御来賓の皆様には、御公務大変お忙しい中、御臨席賜りましたこと厚く御礼申し上げます。また、日頃より私ども教誨師の活動を受け入れてくださっております各矯正施設職員の皆さまには、宗教教誨活動に御理解と御協力を賜っておりますこと、重ねて厚く御礼申し上げます。

そして、管区内の各施設において御精勤頂いております教誨師の皆様、日ごろの御苦労に敬意を表しますとともに、本日の研修大会に御参加いただきましたこと、誠にありがたく、感謝申しあげます。昨年の令和７年は、皆さまご承知の通り、実に１１８年ぶりに刑法の一部が改正・施行され、これまでの懲役刑及び禁錮刑が拘禁刑として一本化されました。私ども、教誨師にとっても、新たな時代の到来に立ち合い、被収容者に向かわせていただきますことは、大変意義深いことであります。

そのような中、本大会は全国の共通テーマ「アップデートする教誨」とともに、「教誨師は、とどまっておられない」を本大会テーマとして掲げさせていただきました。時代の変革期にあって、それぞれいただいている教えの違いを超え、私たちに今何が求められているのか、ともに学び、考えさせていただく時間といたしたいと存じます。

本日の基調講演には、近畿矯正管区長の古橋徹也様より「矯正の現状について」と題しご講演いただきます。また、記念講演には、かがやきホーム相談員の岡西正克先生をお迎えします。大阪刑務所長をはじめ被収容者の管理業務を実践されてこられた先生が、かがやきホームでの事業を通して、社会復帰を目指される方にいかに向き合い支援されておられるのか、お聞かせいただくことでございます。

最後に、大会の準備にあたってくださいました京都刑務所の職員の皆様、本研修大会実行委員会委員の皆さまには、大変御苦労をおかけしたことであります。深く感謝申しあげます。ありがとうございました。

それでは皆様、ともに聞かせていただき、おおいに語り合いましょう。

メッセージ

公益財団法人全国教誨師連盟総裁　　大谷　光淳
（代読　同連盟理事長　　竹岡　郁雄）



本日ここに「第７３回近畿矯正管区教誨師研修大会」が開催されるにあたり、一言御挨拶を申し上げます。

平素から宗教教誨活動に対しまして深い御理解と温かい御支援を賜っておりますご来賓の皆様方、並びに当連盟の運営に御支援、御協力を頂いております矯正関係者の皆様方に厚く御礼申し上げます。

このたび表彰をお受けになる皆様に心からお祝い申し上げますとともに、長年にわたる御尽力に対し、感謝と敬意を表します。

まず、「令和６年能登半島地震」、日本各地を襲った豪雨による災害などで犠牲となられました方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。一日も早く生活を再建され、平穏な日常に戻られますことを願っております。

ロシア連邦のウクライナ侵攻、ようやく解決の糸口が見えたイスラエルのパレスチナガザ地区への侵攻は未だに終わらず、子供を含めた多くの民間人が犠牲となっています。一刻も早く平和的な解決がなされ、ウクライナ・パレスチナガザ地区に再び平和が訪れることを願ってやみません。

さて、矯正施設の収容人員は、全体的に漸減傾向にありますが、少年院在院者や未決拘禁者は増加傾向にあります。個々の特徴としては、高齢受刑者の割合が増加傾向にあること。また、薬物乱用者による精神障害を有する者、外国人被収容者、発達障害や虐待された経験を持つ在院者といった、処遇に特別な配慮を要する多様化した被収容者が益々増加し、特性に応じた処遇を行う施設職員の皆様の御苦労は計り知れないと考えています。

施設では、認知行動療法など科学的根拠に基づくプログラムで改善指導が行われ成果を上げています。そこに宗教的根拠に基づく教誨を行うことで、頭と心に対する働きかけによって人は救われ更生復帰を果たすことができるのではないでしょうか。

最近の矯正と教誨師をめぐる状況を概観いたしますと、教誨師は不適正処遇早期発見のための協力を求められています。また、犯罪被害者等の心情聴取伝達制度では、実施する矯正職員のメンタルケアへの協力を求められています。

さらに、昨今始まった「対話」という改善指導への教誨師の参加を促されています。矯正施設からの協力要請に対してはできる限り対応したいと考えています。

昨年６月１日から拘禁刑が施行され、矯正施設における矯正処遇をめぐる環境が大きく変化しました。

しかし、教誨師の責務の重要性が変わることはありません。そしてその責務を遂行するためには、教誨の歴史と伝統を踏まえ、日々変化し続ける社会状況に即応した教誨活動を進めることが肝要です。これからの時代における教誨活動の意義と役割を再発見することが求められていると考えられます。

今研修大会が、そのような視点から全国の統一テーマ「アップデートする教誨」サブテーマ「教誨師は、とどまってはおられない」として実施されますことは誠に時宜を得たものであります。

この度の研修会がまさに「アップデートする教誨」の起点となりますことを期待いたします。

本研修大会に参加いただきました教誨師の皆様に心より感謝申し上げます。また、今回のサブテーマの「教誨師は、とどまってはおられない」の趣旨を理解され、自らの見識をより高めるとともに、今後の教誨活動へ新たに期待される事柄を見出すことに配慮していただきますようお願い申し上げます。

矯正関係職員の皆様には、これまでの御協力に感謝申し上げますとともに、どうか今後の教誨活動の充実のためにも、引き続きお力を添えていただければと願っております。

最後に、お集まりの皆様方にはくれぐれも御自愛に努められ、御健勝に過ごされるよう念じ上げ、私の御挨拶といたします。



挨　拶

近畿矯正管区長　　古橋　徹也



第７３回近畿矯正管区教誨師研修大会の開催に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

教誨師の皆様方におかれましては、平素から教誨活動を通じ、管内矯正施設の運営に格別の御理解と御協力を賜っておりますことに、改めて厚く御礼申し上げます。また、所属される教宗派を超え、研修や研究活動に長年にわたり真摯に取り組まれ、日々の教誨活動の充実に努めておられますことに、心から敬意を表する次第でございます。

さて、刑事施設におきましては、昨年６月１日に拘禁刑が導入されたことに伴い、これまで以上に、個々の受刑者の特性や問題性に応じた処遇の実施が求められており、これに応えるべく、２４の矯正処遇課程の新設、作業の再構築、改善指導・教科指導や社会復帰支援の充実など、多岐にわたる施策が導入されたところです。

また、少年矯正におきましても、昨今、知的障害や発達障害を有する在院者の割合が増加していることなどを考慮し、本年１月から、管内の３つの少年院に、新たに支援教育課程を設置したところであり、各施設にあっては、在院者の特性や問題性等に応じた矯正教育の充実が進められているところです。

このように、矯正施設におきましては、成人・少年を問わず、個々の被収容者の特性や問題性に応じた処遇や教育の実施が求められているところですが、こうしたきめ細かな処遇や教育を展開していくことは、矯正職員の力だけでは困難であり、これまで以上に教誨師の皆様方の御協力が重要になると考えておりますので、皆様に置かれましては、宗教教誨や面接指導等を通して、変わらぬ御支援を賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

さて、本日の研修大会は、「アップデートする教誨」をメインテーマとして、「教誨師は、とどまってはおられない」とのサブテーマで行われるものと伺っております。本研修大会が皆様方の教誨活動の更なる充実と発展に資することを期待いたしますとともに、この貴重な機会に、私ども矯正職員も知見を深めさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

最後になりましたが、本研修大会に御参加される皆様の　御健勝・御活躍を祈念いたしまして、私の挨拶といたします。

祝　辞

京都府知事　　西脇　隆俊
（代読　京都府文化生活部長　　嶋津　誉子）



第７３回近畿矯正管区教誨師研修大会の御盛会を、心からお慶び申し上げます。

公益財団法人全国教誨師連盟の大谷総裁、近畿矯正管区教誨師連盟の和田会長、京都府教誨師会の秦会長をはじめ、受刑者や少年院在院者等の心に寄り添い、社会復帰への道を支えてこられた教誨師の皆様に、心から感謝申し上げます。

また、本日、栄えある表彰をお受けになられます皆様、誠におめでとうございます。長年にわたり、教誨師として多大なご貢献をいただいた御労苦と御功績に深く敬意を表する次第でございます。

さて、京都府内の犯罪情勢をみますと、令和７年の刑法犯認知件数は暫定値で１万２，３９８件とピークであった平成１４年から５分の１以下となり、また、再犯者数についても、平成２４年と比べますと約４割減少するなど、大幅に改善しました。

しかしながら、検挙人員に占める再犯者の人員の比率、いわゆる再犯者率は依然として高く、約５割を占めています。近年では、「人と人との「つながり」の希薄化」や「コロナ禍による孤独・孤立の問題の顕在化・深刻化」といった課題も生じており、犯罪の背景にある課題はますます複雑かつ複合化しています。

こうした状況を踏まえ、京都府では昨年度より、刑事司法と福祉をつなぐ初期段階再犯防止強化事業を実施し、地域における支援の連携体制を構築しているところです。罪を犯した人を地域の一員として受け入れ、立ち直りと社会復帰を支えるためには、国、府、市町村、関係機関・団体との連携体制を一層強化していくことが重要と考えており、今後も全ての人が安心･安全を実感できる「あたたかい京都づくり」を進めてまいります。

令和７年６月には拘禁刑が導入され、再犯防止の重要性が一段と高まるなかで、人としての尊厳を回復し、希望をもって再出発するために、教誨師の皆様の活動は決して欠かすことのできない大きな力であります。

京都府といたしましても今後とも、再犯防止施策を推進し、犯罪のない安心・安全なまちづくりに取り組んでまいりますので、引き続き、御協力を賜りますようお願いいたします。

結びに当たり、本日御臨席の皆様の御健勝、御多幸を祈念いたしまして、お祝いの言葉とさせていただきます。

祝　辞

京都市長　松井　孝治
（代読　京都市保健福祉局長　　上田　純子）



本日、第７３回近畿矯正管区教誨師研修大会が盛大に開催されますことを心からお慶び申し上げます。

また、本日御出席の教誨師の皆様におかれましては、矯正施設において受刑者や少年院在院者等への更生支援など、円滑な社会復帰や心情の安定につながる働き掛けを通じ、心の扉を開く活動に御尽力いただいておりますことに深く敬意を表します。

さて、皆様も既に御承知のとおり、令和７年６月の改正刑法の施行により、拘禁刑が創設され、受刑者の特性に応じて、再犯防止・更生支援に資する柔軟な処遇の実施が可能となりました。

また、本市におきましても、昨年１２月には今後２５年間の市政の羅針盤となる京都基本構想が策定されたことに続き、本年３月には京都市再犯防止推進計画の改定を控えており、再犯防止・更生支援に係る大きな節目を迎えております。

今後も社会復帰支援をはじめとした再犯防止・更生支援に取り組むことで、全ての人に居場所と出番があり、安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指してまいります。皆様におかれましても、様々な生きづらさを抱える方々への御支援のほど、引き続きよろしくお願い申し上げます。

本日の研修大会は、拘禁刑創設を踏まえ、「アップデートする教誨」をテーマに管区内の教誨師の皆様が集い、研鑽を積まれると伺っております。本会が、皆様の今後の宗教教誨の活動に一層の発展をもたらすものとなりますことをお祈り申し上げます。

結びに、近畿矯正管区教誨師連盟、公益財団法人全国教誨師連盟及び京都府教誨師会の益々の御発展とここに御列席の皆様の御健勝を祈念申し上げて、私の祝辞といたします。

祝　辞

京都地方検察庁検事正　　西山　卓爾



第７３回近畿矯正管区教誨師研修大会が開催されるに当たり、一言お祝いを申し上げます。

お集まりの教誨師の皆様方におかれましては、お忙しい中を自ら矯正施設に足を運ばれ、豊富な御経験と高い見識に基づく教誨活動を通じて、被収容者の改善更生と円滑な社会復帰に寄与してこられたことにつきまして、その献身的な御尽力に改めて敬意を表しますとともに厚く御礼申し上げます。

また、多年にわたる御功績により、本日栄誉ある表彰を受けられる皆様方に対し、心からお祝い申し上げます。

ところで、近時の我が国における犯罪情勢を見ますと、長年減少傾向にあった刑法犯の認知件数が令和４年から増加に転じ、国民の安全・安心を脅かす重大犯罪は後を絶たないほか、犯罪の巧妙化、匿名化、広域化が進んでおります。また、減少を続けていた刑法犯再犯者数も令和５年、６年ともに前年より増加したほか、刑法犯検挙人員に占める再犯者の割合も５割に近い高止まりの状態にあるなど、再犯防止の更なる推進は今なお国の重要課題となっております。その施策としては、令和５年３月に第二次再犯防止推進計画が策定され、実施されているほか、令和４年に成立した刑法等の一部を改正する法律により、令和５年１２月から施設内・社会内処遇の一層の充実化が図られるとともに、令和７年６月に懲役・禁錮が廃止され、「改善更生を図るため」と目的が明記された拘禁刑が導入されたところです。

このように、被収容者が社会の一員として立ち直っていくための取組がますます重要となっており、その上で、社会の急速な変化や人間関係の希薄化、複雑多様化といった当節の状況に鑑みますと、被収容者に対し、その希望に応じて、宗教的情操を育み、特性や社会性をかん養するとともに、心情の安定を図り、遵法精神を培って更生の契機を与える宗教教誨は、変わらず大きな意義があり、一層の役割を期待されております。

今回、皆様方が「アップデートする教誨」「教誨師は、とどまってはおられない」をテーマに研修されますことは、誠に時宜にかなったものであり、充実した研究・討議がなされ、本大会が実り多きものとなりますよう願っております。

結びに当たり、近畿矯正管区教誨師連盟のますますの御発展と、皆様方の御健勝、御活躍を心より祈念申し上げ、お祝いの言葉とさせていただきます。

祝　辞

法務省矯正局長　　日笠　和彦
（代読　京都刑務所長　　櫛引　唯一郎）



第７３回近畿矯正管区教誨師研修大会が開催されるに当たりまして、一言お祝いを申し上げます。

教誨師の皆様方には、平素から、矯正施設における被収容者の信教の自由を保障するとともに、その改善更生のため、献身的に御尽力いただいておりますことに対し、この場をお借りいたしまして、厚く御礼申し上げます。

さて、刑事施設におきましては、令和７年６月１日をもって、拘禁刑を新たに導入する改正刑法等が施行され、その一歩を踏み出しました。

拘禁刑創設の趣旨は、受刑者の特性に応じた処遇を実施し、その改善更生を図り、再犯防止を推進することであり、当局においては、この趣旨を踏まえ、刑事施設における受刑者の集団編成を見直し、高齢や障害などといった特性等に応じた基本的な処遇類型である矯正処遇課程を２４種類設け、きめ細かい矯正処遇を行っていくこととしました。これに加えて、作業の再構築、改善指導・教科指導の充実、外部の関係機関等と連携した社会復帰支援等、新たな施策を多岐にわたって実施していきます。

これらの取組を進めるに当たっては、効果的に矯正処遇等を実施するための組織体制の見直し、職員の意識改革なども併せて行ってきたところであり、その安定的な定着には、時間を要するものと考えていますが、矯正施設においては、こうした法改正に期待する社会からの要請にしっかりと応え、新たな被害者が生まれることを防止し、安全・安心な社会の実現のため、引き続き、受刑者の改善更生や社会復帰に向けて、一層効果的な被収容者処遇を実現する責務があり、これらの取組をしっかりと進めてまいります。

また、少年院におきましては、本年６月で新たな少年院法が施行されてから１０年を迎え、併せて、特定少年の特例が設けられてから３年が経過しました。これまで蓄積してきたノウハウを踏まえながら、時代のニーズに応じた矯正教育・社会復帰支援を進めてまいります。

拘禁刑の導入を始めとする新たな取組は開始されましたが、皆様に御協力いただきたいことの本質は変わるものではなく、矯正施設の身近な民間協力者である教誨師の皆様方の御活動が必要不可欠であることに変わりはありません。

皆様の豊富な御経験、高い見識に基づく活動は、被収容者が自らの犯した罪や被害者に対する慰謝に向き合い、真の更生を果たすために欠くことのできない、極めて重要な取組です。

引き続き、皆様方の御協力を得ながら、矯正施設における被収容者処遇の充実を図ってまいりますので、今後とも、変わらぬ御理解と御支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

結びに、本日ここにお集まりの皆様方の御健勝と御活躍を心からお祈り申し上げまして、私の祝辞といたします。





祝　電

第７３回近畿矯正管区教誨師研修大会の盛会を御祝申し上げます。日頃は各矯正施設職員の皆様と共に宗教教誨に御尽力賜り感謝申し上げます。
また、本日の研修大会が皆様にとって実のある大会となりますようお祈り申し上げます。

浄土宗総本山知恩院

大会の開催に際し、心よりお慶び申し上げます。貴会の益々の御発展と犯罪のない社会づくりに寄与されますことを祈念いたしまして祝辞とさせていただきます。

天台宗務庁　天台宗宗務総長　　細野　舜海

「近畿矯正管区教誨師研修大会」の開催を心よりお慶び申し上げます。関係各位の並々ならぬ御尽力に敬意を表し、大会の成功と、皆様方の今後の益々の御活躍を祈念いたします。

天理教社会福祉課　　橋本　武長

大会の開催に際し、心よりお慶び申し上げます。貴会の更なる御発展を祈念致しまして祝辞とさせていただきます。

天台宗教誨師会　会長　　吉田　実盛

第７３回近畿矯正管区教誨師研修大会の御盛会を心よりお慶び申し上げます。本大会を通して、宗教教誨の研鑽をはかられますとともに、今後の教誨活動が充実されますことを念願いたします。

真宗大谷派宗務総長　　木越　　渉

このたび、第７３回近畿矯正管区教誨師研修大会が開催されますこと、心よりお慶び申し上げます。本日御出席の方々をはじめ、矯正教化活動に御尽力いただいております皆さま方の、より一層の御健勝、御活躍を念じ上げます。合掌

浄土真宗本願寺派総長／浄土真宗本願寺派矯正教化連盟会長　　園城　義孝

第７３回近畿矯正管区教誨師研修大会の御盛会を祝し、貴連盟のますますの御発展をお祈りいたします。

公益財団法人矯正協会会長　　藤本　哲也

第７３回近畿矯正管区教誨師研修大会の御盛会を祝し、貴連盟のますますの御発展をお祈りいたします。

北海道矯正管区教誨師連盟 会長　　柏川　法潤
東北矯正管区教誨師連盟 会長　　菊池　了邦
関東矯正管区教誨師連盟 会長　　川上　宗勇
中部矯正管区教誨師連盟 会長　　槇　　研治
中国矯正管区教誨師連盟 会長　　吉木　祥德
四国矯正管区教誨師連盟 会長　　田村　正教
九州矯正管区教誨師連盟 会長　　阿武　正法

（順不同）

表　彰　　被表彰者名簿（敬称略）

（１）近畿矯正管区長表彰

石畠　俊彦　　大阪刑務所
川邨　裕明　　神戸拘置所





（２）近畿矯正管区教誨師連盟会長表彰

小立花　忠　　京都刑務所
岩田　浩然　　京都刑務所
大岡　　創　　京都刑務所
若林　節哉　　京都刑務所
勝田　良樹　　京都刑務所
竹延　真治　　大阪拘置所
宮里　俊哲　　神戸刑務所
高橋　祥之　　神戸刑務所
宮長　真輔　　加古川刑務所
阪口　隆祥　　和歌山刑務所



4　研　修

基調講演　「矯正の現状について」

近畿矯正管区長　　古橋　徹也



改めまして近畿矯正管区長の古橋です。１時間お時間をいただきましたので、矯正の現状ということでお話をさせていただきます。矯正の現在についてお伝えすることで、少しでも皆様のお役に立つことができればと思います。大枠としましては、成人矯正の現状及び少年矯正の現状についてということでお話をさせていただきます。その後、補足的に地方公共団体等関係機関との連携、最後にミッション・ビジョン・バリューという矯正が最近作りました自分たちの指針について述べさせていただきたいと思います。それでは早速講演に入らせていただきます。

先ほど来、皆様の御挨拶、御祝辞等の中でも触れられていますが、令和４年６月 13 日に成立した刑法等の一部を改正する法律により、懲役と禁錮が廃止され、新たな形として拘禁刑が創設されました。刑罰の種類が変更されるのは明治 40 年の刑法制定以来 118 年ぶりです。スライド中に改正前と改正後の法律の条文が書いてあります。改正前は、懲役は所定の作業を行わせるのが刑の内容であるということになるので、基本的には当事者に一定の刑務作業を行わせなければなりません。近年、再犯防止施策が政府全体として取り組まなければいけない重点課題となる中で、改善更生や社会復帰のために作業を実施する必要がある人ももちろんおりますが、その一方、例えば若年受刑者で基礎学力が足りない人、あるいは高齢者でリハビリが必要な人たちもいます。そのような人たちに対しても同じように作業をさせなければいけないため、改善更生のために必要な指導や社会復帰支援を実施する時間を十分に確保するのが難しいという状況もございました。また禁錮については、刑事施設に拘置することが刑の内容であるため、作業に関しては刑法上の義務ではなく、本人の申し出によってのみ行わせることになっていました。本人の希望が前提となるため、改善更生や社会復帰を図るために有用



であると思われる場合であっても、作業を行わせることができないという状況でした。このような課題を解消するために、新しく拘禁刑が創設されたと言えます。改正後の刑法第 12 条にあるとおり、刑事施設に拘置するという前提は維持しつつ、その上で、改善更生を図るために必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができるようになりました。これにより、作業はどの受刑者にも必ず実施させなければならないものではなく、個々の必要性に応じて実施することが可能となりました。また、個々の特性に応じて作業と指導を柔軟に組み合わせることが可能になりました。改善更生を図るため、作業が中心になる人もいれば、指導が中心になる人もおりますし、あるいは刑期の前半は作業を中心に実施し、後半になって指導を中心に実施した方がよいという受刑者もいるかもしれません。このように個々の特性に応じてきめ細かな処遇ができるようになったと言えます。加えて、作業が刑罰の内容ではなく、受刑者の必要性に応じて実施されることとなりましたので、作業を含めた受刑生活に対する受刑者の動機付けをこれまで以上に強化し、自分自身でその重要性を十分に理解し、取り組むよう働き掛けることが必要となりました。なお、スライド中には書いてありませんが、拘禁刑の適用ということについて考えてみますと、令和７年６月１日以降の事件が対象となってきます。それらの事件について裁判を経て刑が確定した者が対象となってきますので、まだまだ刑事施設の中には、懲役受刑者が相当長期間にわたって収容され続けるということになります。私どもの注意点としては、懲役受刑者と拘禁刑受刑者は刑の種類が異なっているため、普段生活する部屋（居室）を別にする必要があります。この点については、特にこの移行期、これは新聞報道レベルですので、正確な数値を把握しているわけではありませんが、昨年（令和７年）12 月時点で、全国で千四百数十人の拘禁刑受刑者が収容されているということです。その他は懲役受刑者等ということになりますが、今後数年の間に、懲役と拘禁刑が大体同じぐらいになる時期、そして拘禁刑の方が多くなる時期がやってきますので、その点においては、私ども刑事施設において十分注意しながら処

遇をしていきたいと考えています。続きまして、拘禁刑下の受刑者処遇の全体像について表したのがこのスライドです。効果的な改善更生や円滑な社会復帰のため、個々の受刑者の特性をきめ細かに把握しつつ、その特性に応じた働き掛けを展開していく必要があります。そのためには、まず処遇調査の充実を図っていく必要があります。拘禁刑下においては、処遇調査において、個々の受刑者にどういう処遇をするのか明らかにするためのアセスメントが非常に重要になってきます。どのようなニーズがあるのか、どのような支援をする必要があるのかといったことを評価、分析するため、まず、そのスタッフについては、心理専門官を中心としつつも、必要に応じて福祉専門官など様々な職種の職員が関与することで、多角的に調査をしていくことになります。処遇調査の枠組みの見直しや必要なアセスメントツールの検討などを通じて、より精密な処遇調査の実施が可能となるよう充実、強化を図っているところです。アセスメントの結果を踏まえて受刑者のニーズに合った処遇を実施していくこととなりますが、刑事施設には多くの受刑者が収容されており、効果的かつ効率的に処遇を行うためには、同じ課題を抱えた人をグルーピングして、その人たちに合った指導や作業を行う必要があります。これまでは、主として犯罪傾向の進度による集団編成を行ってきたところですが、拘禁刑導入に向けて見直しを図り、一定の共通する特性等を有する受刑者の類型ごとに、矯正処遇課程という新しい名称でもってグループを作ることとしました。24 のグループが作られました。個々の特性に最も合致するグループに割り当てていくことで、受刑者に適切な処遇を実施していくということを意図しています。グループ分けをした次の段階として、それぞれの特性に応じた処遇を実施していく必要があります。このため、作業、改善指導、教科指導をより一層充実させていくことが必要となります。社会復帰支援についても､刑事収容施設法の改正により、令和５年 12 月から刑事施設の長の責務として実施することになったことも踏まえて、就労支援や福祉的支援をより一層充実させていく必要があります。以上のように、拘禁刑下においては、アセスメント機能を強化させること、特性に応じたグループ分けを行うこと、特性等に応じた矯正処遇課程ごとに処遇の内容を充実させていくこと、さらに社会復帰支援のための支援を充実させていくこと、これらを大きな方向性として全体的に進めようとしています。若干補足しますと、スライドの上部の処遇調査の充実というところに、アセスメントツールという言葉が出てきます。これは犯罪白書にも詳しく書かれていますが、受刑者用一般リスクアセスメントツールというもので、Ｇツールという名称で呼ばれています。これらは、数千人ぐらいのデータを統計学的な分析手法を用いて分析して作り上げたツールで、このようなものも駆使しながらアセスメントの充実を図っています。また、スライド中に、少年鑑別所の鑑別機能も活用するといったことが書かれておりますが、後の少年矯正の現状の説明の中でも触れさせていただきますけれども、少年鑑別所の業務の一つとして鑑別があり、受刑者も対象となるところ、その年齢の上限が撤廃され、全受刑者を鑑別の対象とすることができるようになったという少年鑑別所法の改正も相まって、刑事施設の処遇調査の充実にも資していこうとしております。

今しがた概括的なお話をさせていただきましたが、ここからは具体的にどのように受刑者の処遇等を行っていくのかについてお話しさせていただきます。まず集団編成の見直しについてです。集団編成という言葉を使



うようになったわけですが、これが平成 17 年、18 年、刑事収容施設法の施行から、この言葉が使われるようになりました。かつては分類という言葉を包括的に使っており、分類処遇などと呼ばれていました。スライドの左の方に書いてありますが、これまでは、犯罪傾向の進度によって受刑者を分類して集団を編成し、その集団ごとに処遇してきました。犯罪傾向が進んでいない人は A 指標、進んでいる人は B 指標として、基本的に指標ごとにグループを分けておりましたが、犯罪傾向が進んでいる人の中には、例えば生活困窮や障がい等によって窃盗を繰り返す高齢者、そういう類型もあり得ます。そうした方々が現役の暴力団員と同じ B 指標に指定されてしまうなど、様々な特性を持つ人たちが同じグループに集まってしまう状態にある中で、処遇としては画一的に実施せざるを得ないという事情がありました。このため、拘禁刑の導入を機として、特性に応じた処遇を効果的、効率的に実施できるよう、集団編成を見直すことにしたというところです。具体的には、受刑者の年齢、資質、育ってきた環境など、様々な事情を考慮し、個々の受刑者にどのような特性があるのか多角的な視点から評価した上で、受刑者の特性ごとに細かくグループ分けを行いました。その上で、そのグループごとに特性等に応じた改善更生を図るために必要な処遇を行っていくというような形にしたわけです。このグループの名称も、新たに矯正処遇課程という言葉を使うようになりました。この点について、もう少し詳しく説明させていただきます。24 の矯正処遇課程が設けられましたが、左側は主に従来からあった類型のもので、このうち若年処遇課程、長期処遇課程、一般処遇課程については、先ほど申し上げた AB 指標に代えて新たに処遇レベルという概念を設けて、若年処遇課程については三つの、長期処遇課程及び一般処遇課程については四つのカテゴリーを設定しました。このあたりもなかなか細かい話になってくるのですが、AB 区分で、A、B で分けるという基本的な発想から、もう少し細やかに特性に応じたグループを作ったわけです。ただ、その犯罪傾向等に応じた区分というものも一部はそれを設けておかないと、やはり難しいであろうということでして、ここの表で言うところの Y、L、G については、そうした従前の AB 指標に近い類型を残したというものです。新たに作ったものはその右側に記載されています。例えば、依存症回復処遇課程に関しては、薬物の自己使用歴がある人の中で、薬物依存からの回復に向けた矯正処遇を重点的に行う必要がある人たちを集めるという課程

となります。また、福祉的な支援が必要な人たちを対象とした課程を三つ新たに設定しています。おおむね 70 歳以上の者で、認知症や身体障がいがある者については DS 課程、また、知的障がい、発達障がいのある者については DH 課程、精神上の疾病や障がいを有する者については DM 課程としました。矯正処遇課程については、基本的に 1 人の受刑者に一つの課程を指定することとしています。例えば、最初は長期処遇課程を指定されていたものの、高齢化により身体機能が低下してきた場合に DS 課程に指定し直すといったことはありますが、現に処遇を実施する矯正処遇は 1 人に一つ指定してグループを作ることとしています。このスライドが近畿管内の刑事施設における矯正処遇課程の設置状況です。全ての施設が全ての課程を持つわけではありません。女子施設はどうしても施設数自体が少ない関係で、多くの矯正処遇課程が設置されるという状況にありますが、男子施設の方については、役割を分担しながらいくつかの矯正処遇課程を持つということになります。大きな変更がなされたわけですが、例えば従前の A 指標、B 指標との関係で言うならば、この G という課程のところの、G1、G2 というところに丸がついている施設は従来の A 指標にほぼ対応し、G3、G4 と書いてあるところに丸が付されているものについては B 指標がほぼ対応します。

続きまして、今度は拘禁刑において大きく変わる作業について述べさせていただきます。作業については、既に申し上げましたとおり、これまでの懲役では刑の本質的な要素であり、どの受刑者も作業の実施が前提となっておりましたが、拘禁刑下では改善更生のために必要な作業を行うということになりますので、どのような作業を実施させる必要があるのか、その作業によりどのような処遇効果が期待できるのかといったことを個々に考えていかなければなりません。また、作業の名称についても、これまでは作業の態様に応じたものとなっていました。次のスライドで説明しますが、外部の企業等から作業を受注して実施するといった生産作業、刑事施設内の食事を用意したり洗濯をしたりする自営作業など、作業の態様による分類をしていたのですが、拘禁刑下では、作業を実施することによってどのようにどういう処遇効果が得られるのかといった、実施目的や意義に着目した分類をすることによって再構成がなされています。加えて、受刑者への働き掛けについて、今後は改善更生のために必要な場合に作業を行わせることになりますので、十分に受刑者たちに動機付けを行って、就労意欲を喚起していくということが必要になってまいります。次に、作業の種類です。今申し上げたように、従来はその左側にあるように作業の形態や態様に着目して生産作業、自営作業などと呼んでおりましたが、拘禁刑下の作業にあっては、その作業の機能や意図に着目して整理をし直しています。具体的には、基礎的作業、機能別作業、職業訓練という三つに大別されています。基礎的作業は、社会人として勤労生活を円滑に継続していくために必要となる職業上の基本的な能力を身に付けさせるものとなっています。根気強く仕事をする、毎朝きちんと起きて働く、集団の中で作業していくなど、まさに一社会人として基本的な行動ができるようにするためのものとなります。作業区分を三つに分けて、区分に応じた目標に向けて基礎的な能力を身につけさせることを考えています。作業区分もⅠ、Ⅱ、Ⅲとありまして、作業区分Ⅰは規則正しい勤労習慣を身に付ける、つまり、まず言われたことをしっかりやるということを重点的な目標として定めております。作業区分Ⅱ

については、定められたルールを自分できちんと意識して守る、自分が分からないことをきちんと質問できるかどうか、周りの状況などを見つつ、どの工程を優先的にやらなければいけないかなどを考えられるようになることを目指しています。作業区分Ⅲは一番上位の区分ですが、状況に応じて適切な方法を選択して行い、自ら設定した目標に取り組めるようになることを目指すもので、例えば自ら一番効率的な工程を考えて実施していくなど、より自発的に作業に取り組むことができるようになるスキルを身に付けさせていきます。次に、スライド右側の中央の段の機能別作業というところですが、ここでは特定の機能や能力を向上させるために実施するものとなっています。例えば、コミュニケーション能力等向上作業においては、課題解決や新製品の企画といったワークを通じて、全員で話し合い、コミュニケーション能力の向上を図るものであり、一般改善指導の対人適正化指導などと併せて実施することを想定しています。こちらにあるのが機能向上作業です。作業療法士等による定期的な助言や指導を受けながら、認知機能や身体機能の維持向上を図るものであり、高齢や障がい等により、福祉的な支援が必要な人たちを中心に選定していくということになります。以上のとおり、基礎的なレベルからかなりレベルの高いところまでクラスが分けられています。その人の適性に応じて作業を課していくということを考えています。続いて、作業を行うに当たっての動機付けについてです。先ほども申し上げましたが、懲役のように、その作業をやることがあらかじめ決まっているわけではないというのが拘禁刑下における作業です。改善更生の観点から、こういう理由で必要だということで課すものが作業だというふうに位置付けが変わったということです。そのためには、その作業はこういう意図でやるものなのだと、そしてそれを本人がやる気になってもらえるように働き掛けていかなければならないという、これはとても大変な話ではありますが、こういうことをきちんと考慮しながら進めていかなければいけないというところです。動機付けについては、大きく三つの段階に分けて考えられておりまして、まず、第一次動機付けは刑執行開始時の指導の中で、施設内における作業内容や作業の意義等を講義形式で説明することとしています。次に、第二次動機付けとして、処遇調査の結果、作業指定された人たちの作業導入教育の際に、その特性に応じて面接形式で動機付けを行った上で、自分で目標の設定を行うということとしています。最後に、第三次動機付けは、第二次動機付けで設定した目標を定期的に振り返り、その達成状況を自己評価して、達成できていれば次のステップ、達成できていなければ、なぜ達成できなかったのかということを一緒に考えて次のステップにつなげていくということとしています。この動機付けという言葉も、刑事施設における作業の中に取り入れられることとなりました。動機付けそれ自体は作業に限定されたものではなく、改善指導や教科指導にも共通するものではありますけれども、作業においてはこのようにやっていくということをしっかりと規定してやっていこうとしているわけです。動機付けという言葉もなじみのある方はなじみのある言葉ではありますが、刑事施設にあっては、これを導入するに当たって、大臣訓令の中で、動機付けとは何かを定義付けした上で使っております。受刑者が自主的かつ積極的に作業に取り組むための働き掛けを動機付けと定義して、作業における動機付けを進めていこうとしているわけです。自主的かつ積極的にと書かれているので、そう仕向けるということが必要なわけで、これは大変技術のいるところでありますが、一つ一つ

実践を重ねながら、工夫をしながら取り組んでいるところです。

ここで 24 ある課程のうち、特に福祉的支援を必要とする課程に関してもう少し詳しく述べさせていただきます。高齢福祉課程については Daily care-Senior の頭文字を取って DS 課程と呼んでおります。福祉的支援課程のうち、発達障がいその他、障がい特性に関しては Daily care-Handicapped の頭文字を取って DH 課程と呼んでおり、また、精神科的な問題があるという方については Daily care-Mental disorder の頭文字を取って DM 課程と呼んでいます。管内刑事施設の昨年（令和７年）10 月 31 日時点においては、福祉支援が必要な受刑者が各施設の各工場において就業している人数ですが、京都刑務所にあっては 120 名、大阪刑務所にあっては 123 名、神戸刑務所にあっては 101 名、加古川刑務所が 89 名、播磨社会復帰促進センターが 123 名、和歌山刑務所が 48 名となっていますが、このような者たちについて様々な取組が行われているところです。いくつかの施設から実際にどういうふうに処遇を展開しておられるかに関して情報をいただいておりますので、写真のスライドなどをお示ししながら説明させていただきます。まずこちらは、神戸刑務所の状況です。福祉的支援課程の対象者が作業を行っている場面が写真のスライドとなっています。園芸作業でありますとか、所内の美化清掃作業などが行われています。自己肯定感を向上させるような目的や、社会生活に必要となる基礎的な生活習慣や対人スキルなどを身に付けさせることを念頭に置きつつ取り組んでいます。次のスライドも同じく神戸刑務所です。DS、DH、DM のそれぞれの対象者への取組状況です。作業とは別に、工場内において、毎日自分自身のペースで取り組める課題として、計算、漢字、書写などを行っていて、個々の特性に応じた課題への取組や関わりを通して、できた経験を積むことで自信につなげたり、課題にぶつかった際に相談したりすることで、出所後の生活に役立てていけるような働き掛けを行っています。次のスライドも同じく神戸刑務所の取組ですが、基礎課題のようなもの、課題作文のようなもの、塗り絵、その他こういった様々なやらせるべき課題を工夫しながら取り入れてやっているところです。このような基礎課題や課題作文、塗り絵などは週３回やっているということです。次のスライドも同じく神戸刑務所ですが、こちらではコラージュ療法という切





り抜いた写真等を貼っていくという作業課題であったり、音楽療法、音楽に合わせていろいろな行動を取るようなものであったり、こういった課題も取り入れながら進めておられるということです。このように、言葉を介さず、動作、作業に力点を置いた課題といったものも工夫しながら取り入れて進めていただいています。次は、加古川刑務所での例です。農園芸等をやっている福祉的支援課程と開放的処遇課程について示されています。次のスライドも同じく加古川刑務所ですが、DS、DH、DM の対象者に対して、刑務官が指導者として実施するほかに、篤志面接委員や地域連携スタッフに加わっていただいて、認知機能や身体機能の維持向上のため、体操や頭の運動として簡単なワークに取り組ませています。こちらは和歌山刑務所の状況です。作業の動機付け、コミュニケーション能力向上作業、機能向上作業について、このような形で工夫をしながら取り組んでいただいています。また、こちらのスライドも和歌山刑務所の例ということになりますが、金銭管理のための電卓使用指導ということで、電卓を使って指導しています。ワークシートに簡単な計算式が記載されていて、それを電卓を使って計算して記載しています。

作業に関する取組は以上となりまして、ここではオープンダイアローグの手法等を取り入れた対話実践について述べさせていただきます。これは、改善指導の新たな取組の例となります。こちらのオープンダイアローグですが、こういったものも新たに取り入れたわけですが、矯正は、これまでにも、いろいろ新しい技法を取り入れながら前に進んできました。現在、性の問題や薬物の問題に関しては、認知行動療法という心理療法をベースにした取組が導入されておりますし、また動機付面接といったものを取り入れている施設もあります。あるいは、また 1 対 1 の面接については、教誨師の皆様も実践されておられますし、職員が行う場合ももちろんあります。技術的な面で特徴を申し上げますと、1 対 1 の面接ともグループワークとも違う独特なやり方をするもので、写真の左下の図を見ていただきますと、この 3 人が最小ユニットということで、最低 3 人は必要ということになっています。居室担当者という職員がいて、その話をする受刑者がいて、それに立ち会っている処遇カウンセラーという方がおられます。受刑者が話して、この向かい合っている職員が聞き手となり、1 対 1 の面接のようなものが行われます。基本的には受刑者がお話をするのでそれをうまく引き出しながらこの職員が面接をします。その間、この処遇カウンセラーは、観察者という役割を担い、そのやり取りを見聞きしています。その間は、受刑者と職員の発言に対してリアクションは取らず、ただ見て聞くという役割に徹するというところがポイントとなっています。そういう役割の方を 1 人置くということです。このやり取りが 1 クール終わったら、今度はこの聞き手になった職員と、それまで受刑者と職員の役割を観察していた処遇カウンセラーが 1 対 1 の面接を行うこととなります。ここで今受刑者と話し合っていたことを話題にしながら、今度は職員と処遇カウンセラーが話し合う。その間、受刑者はその 2 人のやり取りを見聞きしている、という構図を作ります。こちらのやり取りが一通り終わったら、また受刑者と職員のやり取りに戻って、こちらのやり取りを進めていく。こういう技術的な特徴を生かして進めていくのがこのオープンダイアローグないしリフレクティングという手法でありまして、それを今取り入れてやろうとしています。各施設でいろいろ進めているところです。次に社会復帰支援の充実というところですが、これも先ほど申し上げましたとおり、これまでも刑事施設において取り組まれてきたことではありますけれども、令和 5 年 12 月施行の令和 4 年の法改正によって明文化されました。ますます一生懸命やっていこうと頑張っているところです。再犯防止のための就労が重要であるという結果を受けて、矯正施設においてはキャリアコンサルタントなど専門の資格を持った職員を採用したり、ビジネスマナー講座を実施したりするなど、さまざまな取組を進めています。これに関係して、スライドには書いてありませんが、矯正管区には矯正就労支援情報センターが設置されており、コレワークと呼んでおりますが、そのような部署を平成 28 年に設けまして、それ以来様々な就労支援に係る取組を行ってきております。当管区にももちろんございまして、受刑者の帰住地や取得資格の情報などを一括管理して、出所者の雇用を希望する企業の相談に対応して、企業のニーズに適合する者がいたら、その者を収容する施設の情報を企業に提供するなどといった支援的な取組も、矯正管区で行っているところです。成人矯正の現状については以上とさせていただきまして、続いて少年矯正の現状について述べさせていただきます。

まず、少年司法の仕組みですが、この形は長らく変わっておりません。先ほどの御挨拶、御祝辞の中でもありましたが、犯罪の動向として見ますと、少年鑑別所に関しては直近 3 年連続で増加しています。少年院においても 2 年連続で増加しておりまして、長らく、平成十何年の頃からずっと減少傾向にあったわけですが、コロナが明けてから少年鑑別所が 3 年連続で、少年院も 2 年連続で増加しているという状況があります。なぜ増加しているのかという理由は分からないのですが、人の流れが戻って増えたということなのか、それ以外の何か要因があるのかは分かりませんが、コロナが明けてから増えているというのが現状です。現在の少年の制度面の動きですが、こちらが令和 4 年 4 月から始まりました特定少年で、18 歳、19 歳の少年の取扱いが変更されたというところです。以前は全て、18 歳、19 歳も含めてこの 17 歳以下の取扱いと同じであったわけですが、令和 4 年 4 月からは特定少年という区分が設けられ、保護処分に関しても保護観察と少年院に限定され、かつ、保護観察はこの 2 種類、少年院送致も収容期間を定めて決定をするというかたちに変わっています。検察官送



致の在り方に関しても 17 歳以下と特定少年とでは分けて考えられており、18 歳、19 歳の少年のほうが幅広く、原則検察官送致に該当するものとなっています。少年鑑別所の業務についても、こちらは平成 27 年 6 月から施行された現行法、少年鑑別所法に基づいてこのような枠組みとなっています。平成 27 年、もう 10 年以上経過しましたのでこれが定着しているところではありますが、地域援助という少年鑑別所特有の業務があります。これは、通常矯正施設というのは収容されている被収容者に対する処遇を行うというのが業務となっていますが、少年鑑別所だけは、この地域援助という、地域の方々の相談に応じるという業務も法律の規定に基づいて行っていて、これが大きな特徴となっています。こちらも 10 年以上の実績を積み上げて、右肩上がりで件数が増えている状況です。鑑別に関してはこのような種類があるということで、この辺りについては割愛させていただきます。鑑別の依頼元と対象者というものに関してまとめた表です。鑑別の依頼をこういう機関等から受けまして、対象者としてはここに書いてあるようなものだということで、最近の動きで大きなところとしては、もともと名称も少年鑑別所ですし、少年が対象であったところ、20 歳以上の対象者が令和 5 年以降拡大されています。拘禁刑の執行を受ける者の年齢の上限撤廃という部分が、拘禁刑下における処遇調査の充実とも関係してくるところです。これは流れ図で、スライド中には書いてはないのですが、先ほど刑事施設のところで見たリスクアセスメントツールに関しては、少年鑑別所でも考え方は同じですが、別のケースアセスメントツールを開発して、10 年以上にわたって使ってきています。こちらのアセスメントツールも、もちろん数千件のデータを踏まえて統計的な分析をして、結構時間を掛けて作ったものとなっています。また、少年鑑別所は審判前の少年を収容する施設ではありますが、短い期間であっても、健全な育成のための様々な体験をしてもらおうということで、いろいろなメニューを用意して取り組んでいます。また、この観護処遇の中には宗教教誨に関する規定もありまして、教誨師の皆様にお世話になっています。こちらが地域援助に関するもので、平成 27 年

6 月から行われています。本講演の最後に触れる予定のミッション・ビジョン・バリューには、社会とつながるといったようなキーワードも出てきますが、少年鑑別所はこの地域援助という業務を通じまして、平成 27 年 6 月から「地域とつながり　地域につなげる」といったようなキャッチフレーズを作って、活動してきました。地域の方々から個別の相談も受けますし、あるいはこういったことで困っているけど何か助言をもらえないかということを、学校その他関係機関からいただいて相談に応ずることもありますし、あるいは学校などに出向いて講演などを行うこともあります。

　続いて今度は少年院に関することです。少年院も平成 27 年 6 月から現行の少年院法になっています。旧少年院法が改正されて、現行の少年院法になって 10 年が経過しています。もともと少年院の種類は初等、中等、特別、医療といった区分でありましたが、その平成 27 年 4 月以降、第 1 種、第 2 種、第 3 種、第 4 種という類型でやってきました。そして、その特定少年が設けられたことに関連して、第 5 種が令和 4 年 4 月に追加され、現在の形になっています。この第 5 種というのは何かといいますと、先ほど保護処遇の説明の中で、保護観察が 2 種類、特定少年に関してはあり、そのうちの一つに、2 年間の保護観察という決定があるのですが、その 2 年間の保護観察という決定には遵守事項違反等があったら少年院に収容するという言わばオプションが付いていまして、そのオプションが発動されたときに入る少年院が第 5 種少年院となっており、広く全国の少年院に指定がなされています。令和 4 年 4 月以降、現在に至ってもまだわずか数件しか例がないというところですが、こういう制度も設けられて現在の少年院が動いています。これは細かい表ではありますけれども、先ほど刑事施設においては、矯正処遇課程が設けられて 24 種類あるというお話をしましたが、少年院では、18 の矯正教育課程が設けられています。これに関連して一言だけ触れておきますと、支援教育課程という課程がありまして、先ほどの刑事施設で言うところの福祉的支援課程に類似した課程でありますけれども、知的障がいがある、発達障がいがある、その他いろいろ対人関係の持ち方の拙さがある、そういった特徴を持った在院者に関する類型ですが、こうした特徴を持つ少年が全国的に増えてきているという状況があります。そこで、近畿管内においても、いくつかの少年院に新たにこの支援教育課程を設置して受け入れてもらうこととして、今年（令和 8 年）の 1 月からそれを動かし始めています。刑事施設においても、この福祉的支援に注目していろいろな手を入れているところでありますし、少年院においても、もともと手を掛けてきたところではありますが、さらにその数が増えてきているので体制を整備しているという状況にあります。処遇の段階というものを少年院も設けておりまして、3 級スタートで 1 級まで上げていくというスタイルを取っております。また、矯正教育の中身はここにある 5 種類ということになっていて、社会復帰支援もあります。刑事施設では、令和 5 年 12 月に社会福祉支援に関する規定が刑事施設の長の責務として規定されたと言いましたが、少年院は、平成 27 年 6 月施行の少年院法の中に、はっきりと社会復帰支援に関して規定があり、実践を重ねてきているところです。これが矯正教育の 5 領域で、先ほど申し上げたようなところです。令和 4 年 4 月の改正少年法施行に絡んでは、先ほど来、特定少年に関する話が出てきておりますが、18 歳、19 歳が特定少年として位置付けられて、それに対応する形で、18 歳以上で民法上はもう大人、成年（成人）なのですが、少年法上は少年という非常に難しい年

齢層になっていまして、社会では大人なので、やはり大人として社会に参画していく上で知っておかなければいけない知識を盛り込んだ特定生活指導を設けて実施しています。ワークブックも「大人へのステップ」といったものを作って、それを実施しています。また、職業指導種目に関しても、このタイミングでもって、やはり社会の仕事の在り方というものはどんどん変化していきますので、それに合わせた職業指導をやる必要があるということで、ICT 技術科であるとか総合建設科であるとか製品企画科といったものを新たに設けて実施しているところです。こちらは管内の各施設で取り組まれている様々な活動状況のスライドです。あと、教科指導、学校教育との関連のある部分に関しては、通信制の高等学校との連携をここ数年強化してきています。在院中から通信制高校に編入学ができるようになって、在院中から高校の学習を始める、あるいは少年院が行っている矯正教育の一部を高校の単位として認定していただけるという取組になっていますので、出院後もスムーズに学校教育につながるような、そのような取組もここ数年で充実させてきたところです。社会復帰支援に関しては、先ほども申し上げましたが、これは法律ができて以来、少年院長の責務として積極的に取り組んできています。社会復帰支援の一環として、ケース会議を少年院において実施し、社会に出てからお世話になるであろう関係機関の方、あるいは保護者の方を招いて会議をして、お互いの意思疎通をしたり、引き継ぐべき情報を引き継いだりするといった取組を行っています。早足で恐縮でしたが、現状の少年院及び少年鑑別所の状況について述べさせていただきました。次の部分は地方公共団体との連携ということで、ここ数年、特に令和に入って以降、その動きが活発になってきていますが、地方公共団体との連携強化を進めてきております。これは非常に良いことだと思っておりますが、そこに至るまでには、再犯防止の推進に関する法律が施行され、再犯防止推進計画ができ、さらに第二次再犯防止推進計画ができているという経緯があります。その中でのポイントはここに書いてあるとおりで、受刑者や保護観察対象者だけではなくて起訴猶予者や刑を終えた者も対象とする、でありますとか、地方公共団体にもその責務があるということが明示されたことでありますとか、国は再犯防止推進計画を策定するということでこういう計画が立てられているわけですが、と同時に、地方にも地方再犯防止推進計画の策定の努力義務が与えられて、この部分に矯正施設としても積極的に関わっていき、こちらとしてお手伝いできることがあったら積極的にやっていきますということをお伝えし、いろいろと連携を深めているところです。やはり私どもは施設内が守備範囲ですので、地域に戻ってからの諸々の動きというものは、地域における様々な機関に頼るほかはないところでありますので、早い段階からそういう連携をすることによって、非常に滑らかに社会復帰支援をすることができるということであり、早めにできることについては早めに着手し、現状はこんな感じですということをうまく引き継ぐということもできます。非常に理想的な形でありますので、この辺に関しても力を入れてやっています。各施設様々な取組がなされておりますが、例えば宇治市と京都医療少年院とのコラボでありますとか、京都府と京都刑務所の取組でありますとか、あるいは、各地で、デジタルサイネージということで、自治体と連携しながら広報をさせていただいているでありますとか、いろいろな取組が各施設の努力によってなされています。以上が地方公共団体との連携ということで、ここ数年、非常に良い方向に変化した部分であると思いますので述べさせていただきました。

最後に、矯正が今後目指すことということで触れさせていただきますが、ミッション・ビジョン・バリューというものです。ミッションというのはここに書いてありますが、私たちなりの理解としては、私たちの使命で、目指すべき姿、行動規範、こういったものをミッション・ビジョン・バリューと呼んでおります。国の様々な機関であったり、あるいは地方公共団体であったり、あるいは民間の企業で取り入れられているものでありますが、こういったミッション・ビジョン・バリューを設けて自分たちの今やろうとしていることを言葉にしました。それは矯正内部に向けて示し、求心力を高めるという意味合いもありますし、一方で広く一般の方にそれを示して、自分たちはこういう役割を担っていこうと思っているということをきちんと伝えるということもあります。内部に向けての求心力、外部に向けての理解を得るという方法、その両面がある活動になっていますが、矯正においては、昨年（令和７年）の２月に策定しています。ミッションとしては、「更生を信じる力で、もっと安全で豊かな社会を」ということを掲げています。そして、20 年後というのはこの矯正独特の表現だと思いますけれども、20 年後、2025 年に作りましたから、2045 年にはこうなっていたいということでありますが、「罪と向き合い、社会とつながる場所」となっていたい、そういうことを目指して進めていこうとしています。それに当たっての行動規範はこういったものだということでこれを示したというところです。これらを作るに当たっては、従来ならどちらかといいますと矯正はトップダウンという動きが大きかったわけですが、かなり広く、様々な年齢層、あるいはポジションも様々な方々が集まって、そうした人たちの自発的な参加も含めて、その中で作り上げてきたものとなっています。作成のプロセスから特徴があるものになっていますが、そういったものを掲げて、前を向いてやっていこうと考えています。

以上、矯正の現状について御説明をさせていただきました。何らかこの知見がお役に立てば有り難いと思いますし、また皆様のお力をお借りしながら一つ一つの課題に向き合って進んでいきたいと思いますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。以上をもって終わりとさせていただきます。どうもありがとうございました。



記念講演
「かがやきホームの取組について」
「相談員として、かがやきホームに携わり感じたことについて」

かがやきホーム相談員、大阪刑務所篤志面接委員　　岡西　正克

【プロフィール】

◆京都刑務所において、刑務官として拝命し、姫路少年刑務所長、神戸刑務所処遇部長、前橋刑務所長を経て、大阪刑務所長で退官され、現在は、日本生命保険相互会社顧問、奈良家庭裁判所調停委員、大阪刑務所篤志面接委員、かがやきホーム相談員として活躍されている。



ただいまご紹介いただきました、かがやきホーム相談員の岡西と申します。本日はよろしくお願いします。本日は、第 73 回近畿矯正管区教誨師研修大会の開催、誠におめでとうございます。このような研修大会の場をお借りして、かがやきホームの取り組みについて発表させていただける機会が得られ、感謝申し上げる次第です。私は相談員という肩書きで活動させていただいておりますが、もう一つ、いつもこういう発表させていただくところで申しますのは、かがやきホームの広報官を兼ねていますのでよろしくお願いします。またかがやきホームのホームページを公開しておりますのでそちらもご覧ください。ご案内のとおり、私は矯正職員でしたから、現役のときは各施設の教誨師の先生方に、多大なご支援、ご協力をいただきました。やはり矯正施設の運営というのは矯正職員だけでは絶対にできないので、外部の協力者である先生方の支援を受けるということで、適正な施設運営ができたのだと考えております。この場をお借りして、重ねてお礼申し上げます。引き続き矯正施設をよろしくお願いします。先ほど言いましたように、教誨師の先生方とは非常に深いおつき合いをさせていただいたのですが、定年退官直後ある教誨師の先生とご縁をいただいて、念仏の生活の中でご懇篤なるご指導を賜っております。今日もこの会場に来られるとうかがっており、私の話を聞いていただけるということで、とても緊張しています。短い時間ではありますが、よろしくお願いします。90 分をいただいていますが、若干私のところで作った動画を見ていただきたいと思っていますので、よろしくお願いします。かがやきホームの取り組みを、動画で編集したものがあるので、

5 分程度それを見ていただければ、私のつたない説明よりもどういう取り組みかというのを大つかみで理解していただけるのではないかなと思っております。

～ Splendente Famiglia NARA（スプレンデンテ　ファミーリア　ナラ）～。

すべての困っている人を家族の一員として受け入れ、一人一人が輝ける家。かがやきホームは再び歩み出すための支援、司法と福祉の橋渡しをしています。奈良県は、就労の場作りを行うこと等により、罪に問われた者等の社会復帰を目的とした奈良県更生支援の推進に関する条例を制定しました。この条例は、更生を願う人たちが排除されることがないよう、孤独や孤立から援護し、誰もが地域の一員として支え合う社会を目指すものです。罪を問われた人の中には、安定した仕事や住居がない、薬物やアルコールなどの依存がある、高齢で身寄りがないなど、地域社会で生活するうえでさまざまな課題を抱えている場合があります。国の刑事司法手続きを離れたあと、円滑な社会復帰を進める支援体制はいまだ十分には整っていません。そのため、時に地域社会で孤立し、個々に抱えたさまざまな課題を解決できないまま、再び罪に問われることも少なくありません。このような状況に、奈良県は国の司法行政と地域をつなぐ役割を担うことを決意しました。就労の場を作り出すことで、社会復帰を支援し、誰もが地域の一員として包括される社会を目指します。この実現のため、令和 2 年に一般財団法人かがやきホームが設立されました。法務省と連携した事業で、都道府県が支援する仕組みは全国で初めてのことです。では、その取り組みを紹介します。かがやきホームの事業には三つの柱があります。一つ目は就労の場の提供です。更生の意欲が高く、



奈良県に住み、生計を立てることを希望する人を対象としています。現在、森林組合や農業の現場での職業訓練を実施しています。実務研修を重ねながら技術を身につけます。具体的な内容として、森林組合では週に４日、木の伐採、草刈り、作業道の整備、植林などに従事しています。また、農業でも同様に週４日、圃場での生産に係る作業に従事しています。今後、ICT 関連の職業訓練の実施も検討しています。二つ目は、住まいの確保です。通勤するために便利な場所を選び、住居を貸与することで生活の基盤を作ります。三つ目は、社会的な教育の実施です。週に１日、社会貢献や教育をする時間を取っています。午前中は公園清掃や障がい者施設でのボランティア。午後は、一般的な社会常識を身につけるための研修に参加します。法務教官、社会福祉士、更生保護女性会、大学の講師など専門家を迎え、社会で生活するうえで必要となる知識や技能を身につける研修を実施しています。また、保護観察期間が過ぎたあとも、財団職員による相談や支援の体制を整えています。派遣先企業様の信頼を得るため、出所者の身分を保障し、教育サポートを行っています。かがやきホームは、雇用される出所者や社会復帰につながる場所が増えることを望んでいます。現状では更生支援を実際に担う団体機関が一部に限定されています。派遣できる職種を広げ、充実させることは、立ち直ろうと決意した人たちの人生の選択肢が増えることにつながります。かがやきホームの活動は、寄り添いです。最終的には出所者が自ら実行し、社会に貢献することを目指します。モットーは「あせらず」「あきらめず」「くさらず」です。奈良県からスタートしたかがやきホームの理念が全国に波及し、再犯防止、更生支援への理解が一層高まることを期待します。

ありがとうございました。このあとパワーポイントを使って説明させていただきます。

近畿管内の施設の方なのでよくご存じだと思いますが、赤字の奈良県五條市というところがかがやきホームです。出所者を研修員と呼んでいるのですが、研修員が生活し、また就労の場を提供しているところです。それに緑の印ですが橿原市に財団事務所があります。財団の経緯を簡単に言いますと、今の知事は山下真知事ですが、前の荒井正吾知事が参議院議員であったときに、荒井氏は法務委員会の委員をなされていて、そのときに保護司の大会に出席されて、社会においてもこういうつながりを持たないといけないと考えられたそうです。そののち荒井氏が奈良県知事になられたときに、出所者の就労の場を作っていこうと条例を制定されました。先ほど動画にもありましたけれども、もう少しかいつまんで言いますと、かがやきホームというのは奈良県が全額出資した財団です。お給料から住まいから、すべて財団で準備します。だから財団が直接雇用しているということなんです。それで、就労研修先と呼んでるのですが、そちらにお預けして技術指導だけをしてもらうと。そのための費用はすべてかがやきホームで持つという形態です。また住居を貸与、職業訓練及び社会的な教育を行います。これが私のところの売りで、仕事というのは、就労研修、職業訓練と兼ねていると位置づけています。社会的な教育、ボランティア活動などでスキルアップをしたり、いろいろな外部の講師を招いて、週に１回、座学もしてもらいます。のちほど詳しく説明しますが、これには矯正職員の人に来てもらって多大な協力をいただいています。それと、下のところで全国



初の取り組みとうたわれているのですが、次のケースがなかなかないんです。やはり税金を使いますので、各自治体のほうでトップダウンでやるというのはなかなか難しいのかなとは思っています。ご承知のように奈良県も過疎化しています。南のほうはもう山ばっかりです。それで、五條市というところから担い手がいない、人材不足だということで、うちで受け入れるよということを要望書を提出してもらって、五條市で出発していったということです。それで、この注と書いてある更生保護女性会、保護司会はとても支援してもらっています。奈良県の更生保護女性会は 18 あるのですが、特に五條地区、橿原地区の更生保護女性会の方には動員をかけていただいて支援してもらっています。私のところの研修員は、お米を買わなくてもすむように支援していただいています。食料品も同様です。のちほどまた動画を見てもらうのですが、この更生保護女性会の支援がなかったら、かがやきホームは今頃つぶれていると思います。お金、支援というのがなかなか。お金だけではなくて、気持ちでの支援というのもすごい大事かなと。のちほど研修員の気持ちも紹介します。出所者の社会復帰を支援し、農林業の担い手育成や地域産業の活性化につなげたいということで、要望書は県知事に出されて、では五條市でやろうということになりました。かがやきホームの相談員として、私が名刺を配って挨拶しますと、どこの住宅会社ですか、とかどこの特養ですか、と聞かれるんです。いや、違うんですといって最初から説明しなくてはいけない。かがやきホームとなぜつけたかというのは、施設は家族、家庭だということで、ホームと。輝く家庭だということで、研修員の人も職員も、みんな家族、家庭だという位置づけでかがやきホームと命名されました。イタリア語で Splendente Famiglia NARA というのですが、イタリアはここに書いておりますように、ソーシャルワークを基盤に官民がネットワークを組んで更生支援にものすごく取り組んでおられます。そちらから取ったということです。設立は令和２年の７月１日ということで、まだ５年半ですかね、私は立ち上げのときからお手伝いさせていただいているのですが、理事４人で活動しています。知事や五條市長はかわられましたけど、引き続き理事をしていただいております。また理事の３番目の民間企業の社長とありますのは、皆さんご存知でしょうか。千房グループ、お好み焼き千房の中井政嗣会長に理事をしていただいております。

いつも新しく研修員を雇用すると激励会を主催していただいて、事業の下支えをいただいております。今日現在のかがやきホームの職員の名簿です。５番までです。６番はこの３月に雇用する予定で、内定通知を令和７年に出しました。早め早めに内定通知を出すようにしております。そうしますと落ち着いて受刑生活を送ってくれるのかなと、目的を持ってやってくれるのかなと思って、１日でも早く内定通知を出しております。だから今日現在では５番まで。事務局長がいて、相談員の私がいて、その他に監護員がいます。では､この監護員は何をするの？と。非常勤ですが､1 週間に１回彼らのアパートに家庭訪問してもらっています。やはり日常生活、もうアパートを見るとすぐにわかります。整理整頓できていなかったり掃除していなかったりしたらすぐにわかります。これも１期生の失敗事例で家庭訪問をしてもらうようにしました。そのあと、研修員が現在２人。農業、それと福祉。この福祉の人は初めてのチャレンジです。高齢者の利用されている施設に行ってくれています。それと６番目の農業というのは、これまた違います。栽培、収穫、加工、販売、レストランまで経営されています。ものすごく手広くやっておられて、受け入れてくれることになりました。これまでどれぐらいの人数を雇ったの？と。今５番目までで 10 人の方を雇用しました。では、残りの８人はどうしたのかという話になるのですが、残念ながら１人の方は自己都合で退職、あとの７人は再就職につながっています。この赤の注のところで、林業に３人、農業に１人、ホテルの従業員に１人、福祉施設に１人、建設会社に１人ということで、再就職につながって成功事例となっています。うれしい限りです。かがやきホームで雇用できるのは最大３年なんです。３年目のときに再就職先を一緒に見つける、１年でも２年でもいいのですが最大３年。これはなぜかというと、税金を使って、予算を使っていますので定員があるんです。６人です。無尽蔵にやっていくというわけにはいかないので、6 人が予算的には限界かなというところです。勤務条件はどうなの？ということですが、林業、農業、高齢者の福祉施設、身障者福祉施設で介護の補助の仕事、就労研修をしてもらうと。五條市内、一部橿原市内。就業時間は基本的に林業は７時半から 17 時まで、農業は８時から 17 時まで、福祉は８時から 17 時までとなっているのですが、ご承知のように、林業、農業というのは四季を感じながら仕事をします。暑さ寒さ、林業は特に夏場は暑くてばててしまいますので、ものすごく傾斜の鋭いところで作業していますから、朝の４時半から 14 時まで。農業については配送等ありますので３時から。４時半から仕事ということは、その１時間前に起きて準備をしなくてはいけない。山に行っても食堂はありませんから弁当を作って持っていかなければいけない。農業もそうです。田んぼで弁当を食べなくてはいけないから、自分で弁当を持っていかなければいけません。だから３時って、皆さんどうですか。すごいなと思います。林業はけがが多いんです。だから最初の頃、もう毎日心配で、けがをしていないかなと。もう擦り傷、切り傷はしょっちゅうです、毎日です。のちほどまた言いますけど、林業で大きなけが、幸いにして後遺症は残っていないのですが、今現在、林業での就労研修の人はおりません、３人が再就職につながったので。それと福祉は８時から 17 時までとなっているのですが、ご承知のようにシフト制で夜勤もあります。皆さんみなし公務員としての扱いです。県が出資しているので、県庁の職員と同じです。年次有給休暇や夏季休暇もありま

す。お給料は高校卒業初任給程度となっているのですが、大体地域手当等を入れまして 20 万円で、手取り 17 万円ぐらいです。アパート貸与の補助をしていますし、食料品ももらえるので、彼らに聞きますと、もう十分ですと。ただし、お給料が安いのでダブルワークを認めています。土日は確実に休み、祝日も休みなので、その時間を利用してアルバイトをしてくれています。１人の人なんかは、私のところが払う 17 万円と同等程度のアルバイト代を稼ぐんです。あなた大丈夫？、休むときは休まなければいけないよと言うのですが、のちほど私のところが取材を受けた動画を見てもらうのですが、やはりお金をためてくれました。そのほかに手当てとしては扶養手当、地域手当、通勤手当、ボーナスが年２回あります。4.5 カ月かな。私は安い手当でお仕事を手伝わさせていただいているのですが、ボーナスはうんと少なくて、彼らのほうが多いんです。いいなあとか言っているのですよ。社会保険には雇用、健康、失業保険に入っています。今日はお時間をいただいているので、私も思い出しながら、１期生のときからどうしたかなという感じでお話しさせていただければと思っています。一番最初の１期生の受け入れは令和２年９月３日と 10 日で１週間ずれました。もちろん仮釈放と受け入れ日が同じ日になるというのはなかなか難しいのですが、そのあとは仮釈放と一緒の日になっています。それで、住居の確保、これはなかなか貸してもらえません。私のところはオープンなんです、出所者だとアパートから何からすべてオープンにしています。そうしてアパートを借りに行きました。すべて断られました。では、どうなるんだろう？と。もう９月３日に仮釈放で出てくるのにどこに住まわせたらいいんだと。大家さんに頼みに行きますと、いや、ほかの人が入っているから、出所者とわかったらみんな出ていってしまうと言われました。いや、そのような人ではないんですと。初めて受刑した人でそんな犯罪も重くないんですと言ってもだめです。もう９月３日に受け入れると決まっているのに、１週間前になって大家さんから電話がかかってきました。やっぱりうちは無理、受けられませんと。もう帰住先も決まって仮釈放も決まっているのに、これはどうしたらいいんだと。私は妻と２人暮らしなんですが、これはアパートが見つかるまでは私の家に住まわさなければいけないのかなと。今日、帰ったら嫁さんにどういうふうに説明しようかなと思って悩みました。正直、本当に悩みました。それが、捨てる神あれば拾う神ありですね。あちこち当たったら、学校の先生をしていた人がアパートを経営しておられて、そこへ頼み込みに行きました。じゃあいいよと、うちで受けるよと言ってくださいました。助かりました。市営住宅も考えたのですが、募集期間があるので仮釈放とはマッチしない。それとある町には廃校になっている学校の元教職員住宅が空いているのでそこを貸してもらおうと思ったら、地域住民の方に大反対されました。頭を下げに行ってももうぼろくそです。何でうちのほうに来るんよ、とか言われて。それで現状のアパート、それと生活必需品はすべてそろえてあげています。身一つで来てもらっています。うちの研修員は全員がバッグ一つです。日用品だけで来ています。衣類から何からすべて、家電製品もすべて財団で準備して。先ほど言ったように、更生保護女性会の人に頼み込んでそろえてもらいます。一緒に買い物に行くんです。そういう感じでそろえました。出迎えは１期生の方だけは京都拘置所で、美称社会復帰促進センターから送ってもらって行ったのですが、それ以降はすべて出所する施設に

出迎えに行っています。これを基本にしていて、必ず迎えに行こうと決めています。お金はかかるのですが、彼らにお金を使わせたくないし、迎えに行くと、迎えに来てくれたんですか、ありがとうございますと言ってくれるんです。だから、そういう感じで迎えに行っています。それと、令和２年、ご承知のように新型コロナウイルス感染症の関係で受刑者の人も特別定額給付金があったので、所持金が若干ありました。私もどういうふうに接したらいいのかわからなかったのですが、更生意欲が非常に高いと感じられました。笑顔や挨拶や、もう本当にしっかりできるんです。すごいなと思うんですが、徐々に徐々に、彼らも出所間近、出所前後というのは更生意欲がとても高いです。次は見つからないように、捕まらないように悪いことをしようと思っている人はいません。次はちゃんとやりたいと。全員が全員、今まで 10 人がみな言っていました。ただし、やっぱり弱いんです。心が弱い。私も弱いですが、迷うんです。そのときにサポートがなかったら再犯をします、間違いなく。だから、先ほど言いましたように、寄り添いです。私のところは寄り添いでやっています。第１期生の方は、一緒に保護観察所に行ったら、職員の方と私も面接されたんです。特別遵守事項とかいろいろいろいろ手続きがあるのですが、いきなり私に、岡西さんは研修員とどう向き合うのですか、と保護観察官に言われまして、ええー、とか思ったのですが、私は彼らと一緒に悩み、一緒に解決して共感していきますと言って。それで頼みますよ、と言われまして。その方とも転勤されたのですが、いまだにおつき合いしています。そのあと、その日は就労研修場所の森林組合、担当保護司との顔合わせ。今は担当保護司の先生はひとつきに２回面談してもらっているのですが、手探りでしたので、奈良保護観察所からとても協力をいただいて、月６回、２人の保護司の先生をつけてもらいました。平日２回、休日４回。それもアパートへの来訪です。普通はサポートセンターか保護司の先生の家に行くのですが、アパートへ行ってもらいました。それはなぜか。先ほど言いました、アパートに来てもらって日常生活を見てもらう、家庭訪問をしてもらうのです。引き受け人はどうなっているの？というのですが、それは事務局長が役職指定にしています。これは住まいはすべて五條市、一部橿原市もしたのですが、私のところは車も貸与しているんです、ガソリンつきで。それを言うと手厚いですねと言われるのですが、五條市は田舎で、公共交通機関が少ないので、通勤にはどうしても車が必要です。だから車を貸与して２人で１台使ってもらっています。免許証を持っていない人も採用したんです。本当は自動車免許を持っている人が欲しかったのですが、免許証を持っていない人は２人ペアで乗ってもらえばいいかなということで、教習所へ通ってもらって免許を取ってもらいました。

五條市民となるというところで、住民票の移動というのが大変でした。僕は転勤族だったんですが、転出入届けについては何ら苦にしたことはなかった、簡単にできていました。これほどハードルが高いなと思ったのは１期生の人、身分証明書を一切持っていない。平成 24 年から転出の届けに本人確認が必要になったんです。本人は何も持っていない。私が一緒に行ったら、本人の身分証明はないのですか、写真付きの証明はないのですかと。いや、免許証を持っていないんです。本人確認などできません。いや、彼は私のところの同僚です、私がついてきているので、どうにか転入をお願いします。いやいや、それはできないと言って、マニュアルではこうなっている、とか言われて、ええー、とか言って。非常にハードルが高いなと思いました。また前住所地へ連絡して、連絡してもらったりいろいろして、転入届けが受理されるまでに 10 日から２週間要しました。いつもニュースを見てたら住所不定と出てくるでしょう？容疑者は住所不定と。あれは住民票がないんです。どこに住民票があるかわからない。あってもできない。手続きがわからない。住民票を移動したら、間違いなく税金の滞納通知と借金の督促が来ます。うちの研修員は全員来ていますから。それで制度の是非は別にして、私は常にマイナンバーカードを取らせます。マイナンバーカードを持っていたらすぐ手続きができます。前住所地に行く必要もない。もうスマホでできるんです、簡単に。１期生の方は、令和４年４月１日に、五條市の森林組合に正式採用になって、その年の５月 26 日に入籍されました。五條市在住の方とおつき合いして。その入籍する日に、私のところをもう離れてたのですが、電話がかかってきて、岡西さん、今日入籍しましたと。ええー、とか言って。おつき合いしてたのは知っていたのですが、よかったなあ、おめでとうと言って。やはり家庭を持つと変わるんですよね。10 人中、家族を持った人が、１期生の人が１人、３期生の人が２人、４期生の人が２人。５人が家族を持たれました。だから家族を持つと落ち着くのかなという感じがしております。あと、全員に３週間後に感想を提出してもらっています。

時間の関係で一部割愛しますが、今回もこのような機会に恵まれるたびに、人と人が助け合うことの大きさに改めて気づかされます。社会復帰に向け一生懸命努力していると、誰かが救いの手を差し伸べてくれることを実感しています。応援していただいている人たちとの出会いで私自身の考え方や行動が変わり、努力する日々を送れるようになりました。全員が肯定的なことを言ってくれています。ありがたいことです。施設の取り組みを講演させてもらうときに、これをいつも紹介させてもらっています。全員のことを紹介すればいいのですけど。この社会的な教育というのは、先ほど動画を見てもらいましたので割愛しますが、社会教育ってどんなことをやっているの？アンガーマネージメント、心理的アプローチなどです。この音楽指導というのは、今、ウクレレをやっています。今日、大阪刑務所長にも来ていただいていますが、関



西矯正展が大阪刑務所で毎年 11 月に開催されており、そこにうちの研修員と職員でウクレレ演奏を実演させてもらっています。舞台に上げさせてもらって。去年の 11 月もうかがいました。みんなその練習を一生懸命やってくれます。そのほかに、矯正職員の方で専門官、心理技官とかいろいろ来ていただいて、改善指導とかいろいろやってもらっています。

研修員のくらし。民間のアパートで一人暮らし、一人一室。一軒家を借りてルームシェアをしようかと思ったんです、アパートを貸してくれないので。費用もかかるし。そうすると、嫌がる。２階建てで１階と２階に分けているからいいよね？と大家さんに言ったら、いや、もう無理ですと言うんです。ああ、そうなんだと思い、アパートの一人暮らしで対応しています。ただし、ほかの人が入っておられるので、１～２回、隣の方と、うちからは言いませんが、騒音とか、苦情とか、いろいろなことを言ってこられて、トラブルになりかけたこともあるのですが、ただひたすら謝りやと。気がつきませんで申し訳ありません。それもあなた、社会勉強の一つだよ、というふうにして言っています。基本は自炊です。お給料安いのでね。それと日誌、家計簿、これは必ずつけてもらいます。目標を必ず立ててもらう、そして振り返ってもらう。次週の目標をどうするか、必ず書いてもらう。正直に書いてと言って、やってもらいます。そのほかにも決まり事がいろいろあるのですが、ある更生保護施設の職員の人に聞くと、更生保護施設よりルールが細かいと言われて、私が自分で作って、細かいかなと思うんですけど、研修員に聞くと、いや、そのようなことはないです、普通ですと言ってくれるのですが、アパートで一人暮らしなので、自由なんです。門限は 10 時にしています。いろいろなことをルールにしているけど、グリップが利いていなくて、守る・守らないは本人次第です。これも、なぜそうしたか。再犯防止とうたっていますけど、刑務所化したら再犯しません、間違いなく。だけど、そのようなことはできない。自立更生してもらわなくてはいけない。うちには３年しかいないから、卒業しますから。誰も見てくれない。だから、うちにいる間に身につけてもらうということで、抑制になるのかなと思ってやっているところです。それと、毎日彼らと連絡を取り合う、コミュニケーションをとる。直接会うときは連絡しないのですが、時間を決めて、その時間になるとその研修員が出るまでかけます。出るまで、もうずっと延々とかけるんです。そうしたら、あきらめて出るときもあります。いつも言っています、出るまでかけるから、心配で心配で寝れないから、とか言って。電話に出るということで答えてくれます。ただし、慣れてきましたら私も忘れるときがあります。今 72 歳なので忘れるときがあるんです。そうしたら研修員のほうから電話がかかってきます。どうしたのですかと。研修員に心配をかけている事例もあるんです（笑）。うれしいですね、かけてきてくれたら。ありがとうって、心からありがとうという気持ちで接しているのですが、まあ、こういう感じです。

これは見にくいかもわかりませんが、先ほど紹介した週間スケジュールです。家計簿はこういうふうに書いてもらう。正直に書きよと言って。私のところはやっぱり依存症の人が多いです。アルコール依存症、ギャンブル依存症、薬物依存症。10 人を雇用して、依存症でなかった人は２人だけです。あとの８人は、アルコール、薬物、ギャンブル。ギャンブル依存症の人が一番多いです。だから、家計簿をつけて、パチンコをしてもいいから使ったお金を書きよ、隠してはいけないよとは言うのですが、隠します。これは先ほど言った日誌、１週間に１回提出してもらいます。行事としては、先ほど言いましたように、保護司の先生や更生保護女性会の方に、新しく雇用したら必ず激励会をしてもらっています。五條地区更生保護女性会主催の誕生会もしてもらえます。びっくりしたのは、正月、おせち料理あるじゃないですか。ある更生保護女性会の会長さん、毎年正月におせちを振舞ってくれるんです、家へ呼んで。そうしたら、ある研修員が私に言うのです。生まれて初めて手作りのおせち料理を食べましたと。生まれて初めてですよ。また２月の節分、豆まき。生まれて初めて恵方巻きを食べましたと。ええーっ、あなたはどんな生活をしていたの？と内心思ったのですが、そういう人が世の中にいるのだということに、初めてこの年になって気がつきましたよ。だから、いろいろな場面で僕は言うのですが、彼らは今、加害者ですが、被害者なんです。虐待、育児放棄。うちで雇ったある人は、小学校２年生から学校へ行ってないというのですから。中学は卒業しているのですが。それ何で？どうしたの？と聞いたら、お兄さんがいて、そのお兄さんが行方不明になってどこに行ったかわからないから、お父さんと一緒に流浪の旅をしてお兄さんを探しに行ったというのです。ええー、と思いましたよ。そういう人生があるのかと。彼は今、天涯孤独です。だから今、五條市でしがみついてくれているのですが。よかったなとは思っていますけど。私も矯正職員だったので彼らの身分帳とか調査票とかを読みますけど、その書類の中では彼らのすべては読み取れない。裏に何があるのか、バックグラウンドは何であるのかということまではわからない。悲しいかな、刑務官は出所者と接触できません。接触したら、受刑中に何か便宜を図っていたのではないかと誤解されるから。そういうルールはないと思いますが、職員の皆さんもあえて接しないようにしますよね。私もそうしてました。ただし、接しないとなかなかわからないことも多いです。拘禁刑が令和７年６月から施行され更生支援の充実もうたわれています。所内にいるときからいろいろな情報を交換しながら、民間協力者ともっと連携することになっています。だから、私はすごくうれしいんですよ、OB としては。拘禁刑になって、スポットライトが今当たっているので、矯正職員がどれほどの彼ら被収容者の処遇について考えてくれているか、逆に何を求められているのかを知る機会になると思います。だから、職員の皆さんにはどんどん外へ出ていってほしいと思っています。だから、大阪刑務所長に配慮いただき、工場担当から教育専門官から心理技官から私のところへ社会教育として教えに来てもらっているんです。もちろん奈良少年院、奈良少年鑑別所、大阪少年鑑別所の技官も来てもらっています。被収容者は、受刑中に何を求めているのか、何をしてほしいのか、ということを引き出してもらい、それを処遇に生かしていってほしいと思っているんです。今、拘禁刑だからできるよと言っています。

先ほども話しましたが、税金滞納、借金の督促書はばんばん来ます。住居がはっきりすると。今現在、給料の差し押さえが１人おります。給料の４分の１で。大変です、もうびっくりします。またものすごい借金の請求がきて、よく考えたらそれは時効ではないの？と僕も思ったので、法テラスへ行って相談しなさいと言いました。私は代理できないよということで。それはそれでうまく収まったのですが、彼らはルー



ティンができないんです､特徴として。毎日決まったことが､少しはできるけど長続きしない､忘れる。また、アパートで、先ほども言うように一人暮らしなので、どうしても基本を繰り返すことができてない部分があると思います。それと、私は、必ず晩御飯を食べたかと聞くんです。もう心配で心配で。食べてなくても食べましたと言っている人がいるかもわかりませんけどね。この写真は、農業、今、ネギを栽培しているので。ネギは１年 365 日、左側の加工工場があるので仕事があります。これが林業の就労。ものすごい傾斜でやります、足場が悪い。２期生は背骨を骨折したんです。伐採した木がバウンドして当たって。森林組合の人から、私に電話がかかってきて、○○くん意識ないですと。もう彼がひょっとして後遺症が残る、命を落とすとなったら、あ、この事業終わったなと思いました、一瞬ね。もう、すぐ病院に駆けつけた。そうしたら、ドクターヘリがばあっと降りてきたんです。○○くんが運び込まれた病院ですが、ドクターヘリが降りて。まさかこのドクターヘリで運ばれてきていないだろうと、思ってたら、まさにいま運ばれてきたんです。それで彼も意識が戻っていて、後遺症なしで。３カ月かかりましたけどね。本当に良かったです。もう１人の人は滑落して肋骨骨折です。これは福祉の就労研修、新たに１人の人が今やってくれています。これが社会貢献活動。除草､リサイクルして堆肥に。夏の暑いとき公園の除草なんか行くと、差し入れしてくださいます。全然知らない人ですよ。アイスクリームやみかんの差し入れ。そうしたら彼ら言いました。見てくれているんですねと。そのときに僕は思いました､彼らは､今まで感謝することはあっても､感謝されることは少なかったんです。だから､彼らに成功体験を積ませてあげたいなと思っています。ちょっとしたことでいいので、それらの成功体験によって彼らも向上していくのだと思って、いろいろな場面を考えて、やらさせてもらっています。そうすると１人の人が、自発的に休みの日に、自分のアパートの前の道のごみ拾いを続けていました。それも同じ時間に。そうすると、通る時間が一緒の人がいるんです。いつも声をかけてくれると言って。今日はどこまでやってくれるの？と言われました、とか言って。すごいです。彼はウクレレもやっているので､年に１回福祉施設に訪問に行くんです。喜んでくれましてね。まとめとして、相談員として思うことですが、常に目線は一緒。言葉遣い、やっぱり注意しないといけないと。何事も押しつけにならない。相互の距離感、これが一番難しいです。あまり近づきすぎてもいけないし、離れすぎてもいけない。それと、私が一番プレッシャーを感じているのは、私とのつながりは彼らの人生にとっては本当に短い時間だけれども、今後の人生に大きくかかわってくるということです。寄り添いながら一緒にやっていく。これは先進的なチャレンジなので、社会の理解と協力が必要だと思っています。相談員として大事だと思うのは、寛容さと丁寧さを持って見守ることに尽きるのではないかと考えております。どちらも難しいです。このあと私が感じたことを発表するので、ここでは重複するので今は言いませんが。「あせらず」「あきらめず」「くさらず」。彼らのこの笑顔で、いっぱい花を咲かせてほしいということでやっています。このあと、取材を受けたものがあるので紹介させてもらいます。

〈司会 A〉　刑務所を出所した人たちの再犯をいかに防ぐかが全国的な課題となっています。

〈司会Ｂ〉　こうした中、奈良県では４年前から出所した人たちの社会復帰を支援するため、独自の制度を設けています。

〈司会 A〉　制度開始から今年で５年目。少しずつ広がってきた取り組みを取材しました。奈良県の支援団体が、出所者を対象に開いているパソコン講座です。受講しているのは詐欺や薬物犯罪などで有罪判決を受け、刑務所から出所してきた人たちです。就職などに役立ててもらおうと開かれています。団体の相談員で元刑務官の岡西正克さんです。出所した人が最終的に自立して１人で生活ができるよう、きめ細かい支援をすることが団体の特徴だと言います。

〈岡　西〉　自立更生することで最終的には再犯防止につながるんだと。とにかく自立更生。自立更生いうことは、孤独にしない、孤立にさせないということです。

〈司会 A〉　支援団体では、県の支援を受けて刑務所から出所した人を受け入れ、最高３年、雇用契約を結びます。その間、住居を無料で提供するほか、仕事につながる資格や免許の取得費用を団体が負担します。さらに、出所した人を、提携する県内の人手不足の企業などに派遣し、働きながらスキルを身につけてもらうことで、その後の就労につなげます。社会復帰に必要な知識や研修先まで準備することで、再犯を防ぐのが狙いです。

〈司会 A〉　支援団体と提携する五條市の森林組合です。現在 30 代の男性を受け入れ、林業の仕事を教えています。この日は市内にある神社で、樹木の間伐を行っていました。

〈司会 A〉　男性は派遣されておよそ２年。少しずつ仕事を覚え､職場の戦力になってきています。団体では、刑務所にいた過去を職場で公にできる企業と提携しています。そうした職場環境が働きやすさにつながり、長期的な就労につながるという考えからです。

〈レポＣ〉　出所してきたというのは知っておられますよね？

〈男性Ｄ〉　知っています。

〈レポＣ〉　もうあまり違和感なく普通に接していた感じでしたね。

〈男性Ｅ〉　そういう前科のこととか知っていて、変に隠すよりこうやって聞いてもらったほうがこっちとしてはだいぶ気が楽で、すごい居心地がいいです。

〈岡　西〉　聞かれたときに、いや、実は、というかたちをさせてやりたくないので。だから、事前にオープンにするということが一番基本かなと。この更生支援をやるにあたっては、絶対一番重要なところだと思います。そうすることによって、みんなにこう理解してもらえるのではないかなと思って。

〈司会Ａ〉　仕事だけではなく、日々の生活を見守ることも重要です。こちらは金銭感覚を養うための家計簿の記録です。支援を受ける人たちは全員がノートに記入して提出することになっています。こまめに家計簿をつけることで、金銭感覚を身につけてもらうのが狙いです。

〈岡　西〉　１年でこれだけためてくれた。うちは給料安いのに。すごいでしょう？大したもんです。

〈司会Ａ〉　さらに、毎日１回は連絡を取るようにしています。

〈岡　西〉　僕は必ず食事をしたか聞くんです、午後の７時には。ご飯を食べていなかったら心配ですもんね。

〈司会Ａ〉　岡西さんは日頃からこまめに連絡を取り合うことで、いざ困ったことが起きたとき、すぐに相談できる関係を築いています。

〈男性Ｅ〉　小うるさいお父さんという感じですかね。今、自分は父親がいないのですが、実際の父親より気軽に話せるなという。本当にもう家族に近しい存在になってきています。

〈司会Ａ〉　団体の取り組みは今年で５年目になります。これまでに就労までつなげたケースもありますが、今後も取り組みに協力してくれる新たな企業を見つけ、出所した人たちの長期的な就労につなげていきたいと考えています。

〈岡　西〉　将来をプランニングできるような、生活設計を描けるように、研修先を探してあげたいなと思っています。どこまでできるかわからないけど、１人でも立ち直ってくれたらいいなという思いでやっています。

〈司会Ｂ〉　団体では現在、二つの企業などと提携して、出所者の職業訓練を任せていますが、受け入れ人数には限りがあります。

〈司会Ａ〉　この団体の取り組みに関心を示している県内企業もあるということで、今後はさまざまな分野の企業などに協力を求めていきたいということでした。記者リポートでした。

　ありがとうございました。余談ですが、私は今日 90 分の時間をいただいているのですが、90 分、人の話を聞くというのは非常につらいものだと思います、私もそうなので。だから、今、ビデオを見てもらって息を抜いてもらおうかなと思って。あまり難しい話はしませんので。私の持論ですが、小学校は 40 分授業だったかな、40 分以上は大変ですよね、人の話を聞くというのは。だから、いつもは時間をいただいたら５分ぐらい休憩を取らさせていただくのですが、今日は皆さん大人なので、辛抱してください（笑）。

では、次は相談員として、今感じるところを紹介していきたいと思います。個人的見解ですが、更生支援って、私は基本的には新たな被害者を生まないための取り組みであり、支援者等には福祉的支援の感覚が重要になると考えています。社会的、福祉的支援って何なの？との問いに私なりの見解ですが、社会的に弱い立場の人が自立したら社会生活を送るための支援、他者を思いやる気持ちや社会全体の幸福を考える視点、こういうことではないかと。私も、加害者のことばかり面倒を見てないで被害者の面倒を見ないといけない、とか言われたことがあります。そのときは、いやいや、私は新たな被害者を生まないために今の人を支援して、自立更生してほしいと思って支援させてもらっています、とお答えはさせてもらうのですが、思い込みと偏見の両方あるんです。私も小さいときからテレビドラマや映画を見たりすると、犯罪者って、どんな極悪非道なやつだと思っていました。そうしますと先ほども言いましたように、罪を犯す人、中には確信犯もいるかもわかりませんが、私のところで雇用した人は、みな元被害者です。弱い人。私はそのときにこう思ったのです。僕も社会の一因だと。本当に小さいかもしれないけど、こういう加害者を生む社会にしている側に俺もいるのではないかな、と思いました。偉そうに言って申し訳ないのですが。ただし、日本社会はすばらしいです。僕はこの更生支援事業に携わるようになって、日本に生まれてよかったなとつくづく思います。それは人々はみな親切だし、いろいろな網の目のようにどこかで拾ってくれる制度もあります。日本の社会ってすごいなと思っています。だから先ほど見せたように、転入届けなんかでも、時間はかかるけど、何とかなるんです。だからすばらしいなと実感しました。私の個人的見解ですが、初めに出所者の１つ目の特性、特徴として、親族から見放された人は社会に戻っても自分を受け入れてくれる人、心配してくれる人が誰もいない人たちが多い傾向にある。これは統計上もあらわれていると思います。自分も、自分以外の者も誰も信用できず、傷つくことを必要以上に恐れている人が多いと実感しています。一般的には誰もが希望を持っています。私はちゃんとした生活をしたい、人並みに生活をしたい、そのための努力もしますよ。希望を持っています。２つめには、生まれながらに社会的弱者を経験している。私では想像できないぐらいの経験をしています。昔からある言葉のように、三つ子の魂百までもという言葉があるじゃないですか。これはすごいなと思います。それはなぜか。私もそう、皆さんも一緒だと思います。お父さんお母さん、おじいさんおばあさん、言われなくてもその人たちの背中を見て、一緒に生活することで自然と身につくことがある。友達と遊んだり学校へ行っても、いろいろな場面で身につくことがあるんです。でも彼らはその経験値がものすごく少ない。そういうふうに育っているのだなと。だから、私のところは成人しか雇用していないので、そのパーソナリティが固定してしまっているんです。では、どうしたらいいの？どういうふうに自立更生してもらったらいいの？ということは、先ほども言ったように小さな成功体験を経験させてあげて向上していくということしかないと私は思っています。３つめには金銭管理が苦手です、できない。もうほとんどの人があったお金をすべて使う生活をしていたと。私は偉そうに、家計簿をつけなさいといって規則をつけたけど、私は人生で家計簿をつけたことがないんです（笑）。自分ができないことは他人には要求しますね、つくづく思います。そんな金銭管理ができない彼らですが、先ほど言いましたように、卒業する頃には、多い少ないはあるもののみんなお金をためてくれます。強制的

に１人は預かって金銭管理し、小遣い制にしてお金をためて卒業させた人もいましたが。４つめとして規則正しい生活が苦手な人もいます。もうルールを守らない、破っていくというのは、収容施設の中でもいますが、とにかく規則正しい生活が苦手。ただし、１人の研修員がこういうことを言ってくれました。刑務所であなたはどういうことが身についた？と聞くと、規則正しいことが初めて身につきました。そりゃそうです、刑務所は何時に起床して、何時に寝て、どういう仕事をして、と決められているのです。そのレールに乗っかっていくのですが、規則正しい生活が身につきましたと感謝していました。次に、ギャンブル、アルコール、薬物などの依存症の人が多い。薬物依存の人も１人採用したんです。彼は薬効のことをよく知っているんです。この薬には何に効いて、効能は何かと、よく知っています。この人は覚せい剤の人だったのですが、20歳から覚せい剤をやっている。52歳で雇用したのかな。50歳を超える人は農業は大変なのでやめたらどうかなと思ったのですが、施設からものすごいプッシュがあって、本人も、どうしても雇ってほしい、頑張ります、ちゃんと自立更生します、と言ってくれたので雇用したのですが、30年薬物をやってやめられるのかなと思っていました。彼が時々言うんです、ここにケシの花が咲いていましたとか、いや、待ってと言って（笑）。簡易検査のキットで覚せい剤の薬物検査を週に１回、私が検査していました。そうしたら本人は、いや、してもらったほうがいいんです、自信を持って生活できるんですと言ってくれました。今はちゃんとおつき合いして、事実婚というのですか、生活しています。時々連絡をくれます。この前、去年の10月に突然事務所に手土産をもって訪ねてきてくれました。頑張っていますと言って、そうかとか言って。私は卒業しても定期的に連絡をしているんです。森林組合なんかは月に１回行きます。農場にも行きます。そのほかに関東に行ったりしている元研修員もいますが、そのような人には定期的に連絡をしています。向こうは嫌がっているかもしれませんけどね（笑）。子どもが生まれましたといって去年連絡をくれて、もうめちゃくちゃ喜びました。お母さんもものすごく熱心というか、心配で心配で、子離れしていないのです。そういう干渉をされるからその子は嫌がって、もう親元に帰らないんです。だけど、私からはお母さんに連絡したか、お母さんにどう言ってるの？と聞くと、喜んでくれています、とは言っていました。それと７つめ、不快な状況から逃避しようとする姿勢が強く、逃避行動の先の見通しができない人でもある。先が読めない、選択肢がない、行動を制限する力が不足している人でもある。やっぱり逃避するんです。自虐というのでしょうかね、１人の人は、出家ではないのですが、うちで雇用している間に家出を３回しました。３回ですよ。そのたびに警察へ行って失踪届です。１回目は１日、そのときは車を持っていなかったので、徒歩で五條市から和歌山まで行っていました。２回目は２日だったかな。そのときは自分の車を持っていたので遠いところへ行っていたのですが。３回目はもともと金沢のほうで生活圏があるので岐阜まで行っていたらしい。警察ってすごいですね。すぐに見つけてくれます。３回目に届けを出したときは、もう顔見知りなので、生活安全課の人、またですかとか言われて（笑）。わかりましたといってすぐに見つけてくれます。Ｎシステムってあるじゃないですか、今、車でどこそこを走っていますと、すぐに私に連絡をくれるんです。いや、それ捕まえてよとか言って、捕まえて帰ってくるように言ってく



ださいとか言って。今、コンビニで止めさせています。電話代わってくださいと。彼が電話に出ると、私から、あなた、帰っておいでよと言って。彼はいいんですかって。いいよ、帰っておいでよ、あなたが辞めると言わない限りは、うちは受け入れる、ただし、再犯したらだめだよと。再犯したら私はどうにもできないよと。そしたら帰ってきてくれました。アパートに行ったらいつも遺書を書いているんです。顔を見るとすぐに死にたいって言うんです。１回目も２回目も遺書を書いていました。３回目はまた書いているだろうなと思って、さわらなかったんです。やっぱり書いていたのですが、帰ってきてからその遺書を僕に持ってくるんです、私が読んでないのをわかっているから、読んでくださいといって（笑）。もうそんなんです。まあ、かわいい人です。今、一生懸命森林組合でやってくれています。相変わらずギャンブル依存症なので、お金を持ったらやってしまうようです。再犯はしていないと思いますが、今、五條市の森林組合は彼を理解しサポートしながらやってもらっているので、本人もそれを自覚しているんです。ここを首になったら自分は再犯するなあと、だからなんとかおしとどまっている。だから声かけなんです。声かけ、会話しかないです。私は、彼らにいつも言うんです。この坂道を私が前に立ってあなたの手を持って引っ張り上げる、また後ろに回ってあなたが下りてこないように後ろから支える、そういうことはできないよと。横に立って一緒に歩いていくんですよと。頑張れよと、もう少しで着くぞと声をかける、それしかできないんだよといつも言っています。それはなぜか。自立更生してもらわなければいけないから。そんなの引っ張り上げるのは簡単です。最近思うようになったのは、支援は心の安定につながるけど、更生にはつながらない。そう思っています。だから、ちょっとした成功体験、自分で自覚するしかないんです。その自覚を育てるにはどうするか、いろいろ皆さんあると思いますが、今日は私の参考例を話させてもらいました。支援者との関係性について、将来において懸念されること。気詰まり、生活のしづらさ、つらさを感じる人たちであるということ。また時がたつにつれ、嫌われているのでは？ばかにしているのでは？監視しているのでは？と感じるようになること。この二つのことが事実のように感じられ、その場にいるのがつらくなって遅かれ早かれ姿を消す可能性があること。また相手にあえて突っかかり、これまでの関係性を自

らの言動で破綻させ、居づらくしてしまうことがあること。自ら、いくんです。1期生の1人が言っていました。こんな支援してもらっていいのですかと。私は元受刑者なんですと、そう言うんです。いや、違う、いいんだと。今、ここにいる間は甘えていいんだと。うちはそれをコンセプトでやっているのだと。ただし、私はだましても、文句を言ってもいいけど、それが私の業務だけど、私のところにはいろいろな人たち、更生保護女性会や、保護司の先生、外部の協力者の人たちが支えてくれる。その人たちをだましたり、不愉快な思いをさせたりしたらだめだぞと。私はいいけど、その人たちのことを考えてなと。自分の心が弱いときになったらこの人たちの支えを思い浮かべなくてはいけないよと、いつも言っています。更生保護女性会の人をお母さんと呼んでいるんですよ。そういう家庭的な温かみというのでしょうかね、そういうのはやっぱり少なかったので、彼らの中にはお母さんと呼んでる人もいます。そうすると、更生保護女性会の人は、とことん面倒を見てくれますね、おせっかいおばさんで。更生保護女性会の方も施設にいる間は誕生会とか、いろいろなことでおつき合いがあるけど、出所した人と接する機会は初めてだと言われました。どういうふうに接したらいいの？と私に聞かれたので、いやあ、もう普通でいいのですよ、年齢から事件の内容から、何を聞いてもらっても、うちはオープンですからと。もう全然だめなときは叱ってあげてください、といつも言っています。月に1回来てくれ、茶話会をやってもらったり。お菓子の差し入れをしてもらっています。誕生会も小さいケーキを持って、来てもらって祝ってもらいます。そうしたら彼らは、もう本当に感動です。そういうちょっとしたことなんですが。支援者の重要性について。自分は大切にされる価値がないと思い込んでいる人は、社会に戻ったとき新しい生活の場や職場での失敗などをきっかけにだめな自分を痛感し、自棄、いわゆるやけくそを起こしやすいので、くじけずに自分の力で生活できるようになるまで寄り添う人、支援者の導きが重要だと考えます。同じことばかり言ってしまいますが。だから、別に金銭や物資の支援とかではなく、寄り添う気持ち、声をかけるとか、優しいほほ笑みで接してもらうとか、ちょっとした行動、本当に簡単なことだと思います。僕は彼らと接するようになって、人間ってこうあるべきなんかと、この年になって毎日勉強させてもらっています、ありがたいなと思っています。彼らは、いろいろな経験をしているから、人を見る目がすごいんです。そしてもう、判定する。この人はこうだと。一度接し方に壁というのができてしまうと、乗り越えるのは難しくなるのですが。相談員の役割とは、寄り添い型支援者。先ほども言いましたけど、相談員には寛容さと丁寧さが、必要だとすごく感じています。相談員とは、対象者に対して坂道を引き上げたり、後方から下がらないように止めることはできず、伴走、並行、そして接触しない、適度な距離感を保ちながらの声かけしかできないと気づかされました。個人的には更生支援とは再犯防止を全面に出すのではなく、自立更生が目的だと考えています。だから、一人暮しでグリップが利いていないので、この前も門限を守らずに、ゲーム依存症の人です。ギャンブル依存症でもあります。僕はいつも午後7時頃に電話をするのですが、今どうしてるの？と聞くと、いや、もう帰ってきましたって、うそだった。ゲームをやっていた。午前0時が閉店らしいです。次、仕事に行かなくてはならないから、帰っていくときにトラックと交通事故です。けがはしなかったのですが。

僕は彼にいつも言うんです、自分にうそをついたらいけないよと。僕にうそをついてもいいけど、自分にうそをつかないように毎日を送ってよと。自分にうそをつくと人を悲しませることになるよと。自分のことが信じられない、自分はどういう立ち位置にいるのかわからなくなってしまうよ。だから自分に正直にいかなければいけないよといつも言うのですが、これがなかなか難しい。依存症というのはすごいですね。特にギャンブルの依存症というのはすごいなと思います、とことんいくのですから。通帳残金が何十円になるまで、全部使うんです。明日の生活をどうするのか考えていない。ある施設で、僕がまだ30代で課長をしているとき、ある少年、もう成人になってたかな、彼はシンナーばっかりなんです。罪名もシンナーです。その後20歳を少し超えたときぐらいかな、何回もシンナーでやっていて、シンナーは刑期が短いのでね。あなた、シンナーをやったら脳が溶けるよ、シンナーは体に悪いよと、僕は職務上、彼らにそういう話をしなくてはいけないので。そう話したら彼は、先生はシンナーをしたことがあるのですかと僕に聞くんです。いや、俺はしたことないわと言うと、彼は、いや、シンナーいいんですよと言われた。そのときに、もうこれでは無理だなと、何も理解していない自分がそういうことを言うのは無理があるなと思いました。やったらだめだ、頭が悪くなるよ、脳が溶けるよって言っても説得力がないんです。今、矯正施設ではダルクといって薬物依存の人に協力してもらっていろいろなことをアプローチしてもらっているのですが、ああいう人たちは説得力があるのでしょうね。自分が経験していない単なる刑務官では限界があるかもしれません。まあドクターでもないし。僕はそれを言われたときはショックで、自分の職務の限界を感じました。皆さんはどういうふうに接しておられるか僕もわからないのですが、矯正職員として勤務していたとき、満期釈放や仮釈放の刑終了の言い渡し時に、頑張れよと声かけしていたことが、今では彼らにとって失礼であったと思っています。なぜなら、頑張ろうと思っても社会復帰後は1人では頑張れない環境、孤立や孤独の状態の環境に置かれるから。頑張れないんです、無理なんです。精神論では絶対無理なんです。当時はサポートがなかった。だから、今、私は篤志面接委員として釈放時面接をやらさせてもらっているのですが、まわりに頼りなさいと。行政に頼ってもいいし、誰でも頼らなければいけないよと。必ず助けてくれるから、自分からいかないと誰にも教えてもらえないよとは言うんです。ただし、そこまでいくのが難しいのかもしれませんけれども。だから、頑張れよと当時言っていたのは失礼だったなとつくづく反省しています。むちゃを言っていたなと思います。社会の理解が必要であること。更生支援としての地域社会の理解や協力がないと無理なんですね。住民票移動の行政手続き一つとっても1人では届け出が完了できないこともあり、住民票の移動手続きができないとマイナンバーは入手できないし、銀行口座が開設できない、社会保険も加入できない、各種の制約があって、一般的な社会生活が可能となるまではハードルが高い。携帯電話も契約できませんからね。今、携帯電話がなかったら就労研修に行っても連絡できないんです。保護司の先生も携帯番号をすぐに聞かれるんです。携帯電話が買えない人は、財団で用意しているので貸すのですが、まあ、そういう社会です。この前、先ほど言いましたように去年の12月に雇用した人がギャンブル依存症で、闇カジノだったかな、オンラインカジノだったかな。いやあ、スマ



ホがあったら何でもすぐにできてしまいます。その人が私に言うんです、岡西さん、ギャンブルしたらいかんで、依存症に気をつけないといけないよと。彼も自分はぷちっとしたら終わりで多分やめられませんとか言って。今は仮釈放期間中なので自制しているのですが、一番怖いのは仮釈放が終わったとき。それと３日以上休みが続くとき。３日以上の休みがあったら、時間あるでしょう、余裕あるでしょう。また悪いことを考えるんです。お金を持っていたらパチンコに行くんです。だから私はアルバイトをしろと言うんです。だけど労基の関係があって、１週間に１回必ず休まなくてはいけないのですが。だからゴールデンウィークとか正月、今回は９連休だったのでものすごく心配しました。そうしたら、私の言葉通りアルバイトに行ってました（笑）。本当いろいろなことを勉強させてもらっています。

まとめです。反省を促すだけでは人は更生できない。誰かに支えられて初めて社会復帰することが可能となる。私たちは、受刑者に対して差別的な意識を持っていないか。その意識が社会によい影響をもたらしていないのではないか。犯罪者、出所者などは異質な人たちではなく、犯罪者の多くが社会を生きるうえでの困難を抱えた弱者たちでもあり、よって社会においては一人一人が自分のこととして理解する必要があると考えております。私は大阪刑務所にうかがったらいつも言うんです、もう満期はいけないぞと、仮釈放で出せ、どんな者でも仮釈放で出さないといけない。今、仮釈放という制度しかないですからね。保護というのですか、いろいろなところにつなげるには今は仮釈放しか手立てがないんです。満期釈放の場合もつなげられるかもしれませんが、ひもつきでないとなかなかサポートを受けられない仕組みです。だから５回目であろうと６回目であろうと、この人はひょっとしたら、少し支援してあげたら更生復帰するのではないかと、チャンスをあげてほしいんです。極端に言えば１週間でもいいんです。現行制度上難しいのかもしれませんが。今は仮釈放しかないですから。刑事収容施設法というのは、刑事法の中では外部とつながる制度がたくさんあるんです。外部通勤とか外出、外泊とか。社会と接するということを、もっとどんどんやってほしいなと。拘禁刑になったのでチャレンジしてほしい。自分勝手なことばっかりを言って申し訳ない。ただし、うれしいんですよ。拘禁刑になって、僕、もうめちゃくちゃうれしいです。だって刑務官を拝命したときは、先輩から、岡西、刑務官の仕事は厳格な刑罰の執行なのだと。それを考えてやれと、もうずっとそれを教えられました。刑罰の厳格な執行だぞと。刑務官の職務の第一義は、身柄の確保、そう言われました。そうすると狭まっていくじゃないですか。ルールを守らせる、画一的に取り扱うとか、やっぱ集団管理ですから。だから拘禁刑になって、いろいろ弾力的にやってもいいよと、法的根拠ができたのでいろいろな知恵を出してもらって、やってもらいたいなと思います。そのためには今日、教誨師の研修大会に来ておられる教誨師の先生の力が必要になってくるんです。篤志面接委員の方の力も必要になってくる。矯正職員のマンパワーだけでは絶対に無理です。いろいろな方の支えがあって、社会を安心安全なものにしていく。皆さん、これからよろしくお願いしたいと思います。若干時間もありますので、質問がありましたら、私の一方的な話だけではいけませんのでお受けしたいと思います。

質　問

先生はなぜそれだけの情熱がおありなのですか。どうしてお仕事を長年されたあとも、こうして人生をかけて、犯罪者を少なくするという思いで現在も篤志面接委員をされているのですか。

ありがとうございます。私は現役のときに、この人たちは社会に出たら、どんな生活をして、どういうふうにしてすごされていくのかということが全然わからなかった。今までは、刑務所は社会の治安の最後のとりでだと信じていました。だから、刑務所では、受刑者にちゃんとルールを守らせていくのだとしていたのですが、更生支援のお手伝いをさせてもらうことになって、彼らは一人一人、それぞれの人生があったのだと理解できました。そうすると、それはどういうふうにしていったら彼らが社会に適応していくのか、少しでも彼ら自身の、知恵というのか、何かの気付きとなればいいなと、思うようになったんです。それに、彼らを生んだのは、私が間接的にも責任があるのではないかと、あるとき、ふと思った、ひっくり返ったんです。だけど、彼らとはなしていると、彼らは私の気持ちもわかってくれるんです。いつも怒らないでくださいと言うのですが、いや、怒っていないよと言うのだけど、彼らはそういうふうに受け取るんです。何でも言うと、すぐ怒られた、叱られたと感じるんです。だから言葉遣いに気をつけないといけないなと思ったんです。同情してはだめなんです、共感する、ともに感じる。同情はいけない、彼らに失礼になる。そんなの俺の気持ちなんかわからないわとか言って。同情はいけないんです、上から目線になります。だから共感なんです。そういうこともあるのかと、そういう人もいるのかという感じで接することに気づかされました。いつも勉強させてもらっています。答えになったかどうかわかりませんが、ご質問ありがとうございました。

ちょうど時間になりましたので、終わらせていただきます。

5 閉 会 式

会務報告

公益財団法人全国教誨師連盟理事長　　竹岡　郁雄



失礼いたします。令和６年度の公益財団法人全国教誨師連盟の会務報告をさせていただきます。時間の都合により、お手元にお配りしてあります会務報告をご覧いただければよろしいかと思います。こちらは当連盟のホームページにも掲載しております事業報告及び決算の内容からの抜粋です。ここでは、特筆すべき点についてのみ報告をさせていただきます。令和６年度は５月に札幌で全国大会がありました。コロナ禍もありましたので、６年ぶりに行われたフル企画での全国大会でした。また８月には教誨師中央研修会で、初めて女性の教誨師を対象として開かせていただきました。まだ女性教誨師は少数です。私ども、教誨師は、１,７００人おられる中で、この時点で６０数名でした。その後１年半の間に何人か増えてはいますが、まだ少数派です。どうしても研修会などに来ていただけなかったのが、この研修会を行った結果、女性の教誨師同士でネットワークを作ろうという話も出てまいりました。資料の次ページの、上のほうに女性委員会ということが書かれていますけれども、女性のみなさんの組織を作ろうという動きが出てきております。また次のページの、右のほうの第 44 回理事会が昨年の３月の 14 日に開かれております。この際の議案に、大会テーマについてというのがあります。これは、次の全国大会以降の大会テーマを決定したということになります。「アップデートする教誨」というテーマで開かれた８矯正管区の研修大会は、本日の研修大会が最後となります。本年５月の鹿児島での全国大会から新しい研修テーマになります。それは「何のために生きるのか」であり、令和８年度からの研修テーマになります。アンパンマンと思っていただけると忘れないかなと思います。その他については、こちらの資料をお読みいただければよろしいかと思います。これで私の会務報告を終わらせていただきます。

近畿矯正管区教誨師連盟事務局長　　村山　雅雄



失礼させていただきます。管区事務局長の村山と申します。よろしくお願いします。会務報告をさせていただきます。まず、第１回定例理事会、令和７年６月 12 日木曜日、近畿矯正管区会議室。６年度事業報告並びに会計報告。承認のあと役員改選を行いました。改選方法としてしっかりと旧理事会で役員の方を推薦させていただいて、新理事会においてそれを承認するというかたちを取らさせていただきました。それをもちまして新会長及び新副会長新任、事務局長留任ということとなりました。次に、臨時理事会、令和７年９月 17 日水曜日、近畿矯正管区会議室において。今後の研修等の日程についてと、それから今どうしても施設の閉庁等で減少している教誨師の件に対して、今までどおりの研修会、研修大会でいいのかという議論をさせていただきました。その中で地方開催の研修を３年に１回でもいいのではないかというお話も出まして、一応閉じさせていただきました。ただそのときに、滋賀の教誨師の先生たちから、令和９年をどうしても滋賀のほうでさせていただけないか、というご要望が出ました。ただ、それはあくまで要望であり、実際にどうするかというのはそのときには決定できなくて、３年に一度であるんならば令和８年の研修会はとりやめる話も出て、一応それが議事録には載っています。次に、３番目、教誨師の広報活動についてです。11 月の９日土曜日、10 日日曜日開催された関西矯正展に教誨師のブースを一ついただきまして、矯正管区の事務局と教誨師とでいろいろな方々がおみえになられたときの質疑応答、教誨師についての広報をさせていただきました。第２回定例理事会、令和７年の 11 月 13 日木曜日、難波別院において初任者研修会の最終打ち合わせ、また近畿矯正管区の教誨師研修大会について、正式に令和９年の 11 月 16 日火曜日、比叡山延暦寺において行うということを正式決定させていただきました。次に、第 19 回教誨師初任者研修会、同じく令和７年の 11 月 13 日木曜日、難波別院にて開催し、11 名の初任者の方々に参加いただきいろいろなお話を聞いていただいたり、体験等を発表していただきました。第３回定例理事会、本日令和８年１月 29 日。この研修大会にあわせ理事会を開き、８年度の研修会をどうするか、決定させていただきました。以前の議事録にはやめるという話でしたけれども、でも、やろうというかたちで皆さんがまとまっていただきましたので、今回は第 74 回近畿矯正管区教誨師研修会を 11 月に行うことを決定させてい

ただきました。第 75 回が近畿矯正管区の教誨師大会、比叡山とさせていただきたいと思います。もちろん 74 回の折に、研修会の折に表彰等も行わさせていただきたいと思っております。第 73 回教誨師研修会、研修大会が本日です。ホテルグランヴィア京都において、参加教誨師の皆さん、理事長も含めて 144 名の方が出席となっております。施設の職員の方々は 12 月 22 日の段階では 63 人ということでしたけれども、今日の名簿を数えさせていただいたら 65 名の方が協力いただいているとなっております。今後の予定ですが、第４回の定例理事会を本年３月 12 日、その折に今後どうするかということをまた改めてみんなで審議させていただきたいと思っております。本年、来年８年度に関しては、まず教誨師研修会を行わさせていただいて、２月にはまた初任者研修会をさせていただく予定としています。また 75 回の近畿、次の大会は比叡山で行いますので、また皆さんの協力をいただきたいと思っております。以上、会務報告です。ありがとうございます。



次期開催地挨拶

滋賀県教誨師会会長　　大久保　洋



ただいまご紹介にあずかりました滋賀県教誨師会会長の大久保です。来年開催を予定しております第 75 回近畿矯正管区教誨師連盟研修大会について、その概要にふれさせていただきたいと思います。初めに、私ども滋賀県教誨師会は令和４年３月の滋賀刑務所閉所に伴い、活動拠点を京都刑務所へ移すこととなりました。現在も変わらず教誨活動を務めさせていただいております。これもひとえに京都府教誨師会様、京都刑務所教誨師会様、並びに京都刑務所職員の皆様の深いご理解と温かいご協力のおかげであり、この場を借りまして､改めて御礼を申し上げます。さて本日は､京都府教誨師会の皆様方の多大なるご尽力によって、ここ、ホテルグランヴィア京都において、大変有意義な研修会が開催されました。私ども滋賀県教誨師会としましても､この熱意と成果をしっかりと受け継ぎ､近畿矯正管区教誨師連盟のご指導を仰ぎながら、皆様をお迎えするにふさわしい大会を万全の体制で作り上げていきたいと思っております。現時点で決定していることはわずかですが発表させていただきます。開催日、令和９年 11 月 16 日火曜日となります。会場は天台宗延暦寺の延暦寺会館。メインテーマについては、今ほどご発表がありましたように、全国テーマ「何のために生きるのか」。これをメインテーマとして今後サブテーマを設定し、時宜にかなった内容で構成をさせていただきたいと存じます。大会の内容については、今後十分協議を重ね、当日ご参加いただきます多くの関係各位に関心を持っていただけるよう、実りのある研修大会に仕上げていく所存です。また、折しも天台宗総本山延暦寺、比叡山延暦寺におかれましては国宝根本中堂の大改修が進められています。2016 年、平成 28 年に着工し 10 年の歳月をかけた大改修となりました。この大改修もいよいよ仕上げのときを迎えています。この研修大会を機会にぜひその姿も併せてご参観いただければと考えております。大会開催にまで残すところ１年９カ月となりました。近畿矯正管区の教誨師の皆様、並びに関係施設の皆様方には、ぜひともこぞってご参加いただき、ともに学び、学びを深める機会としていけるように努力をさせていただきたいと存じます。皆様方と比叡の山でお会いできることを楽しみにしております。どうぞよろしくお願いいたします。

閉会の辞

大会実行委員長　　秦　明人

皆様、３度目の登壇をお許しいただきたいと思います。ただいま閉会の辞を申し上げさせていただくについて、３年間担っておりました重責をようやく下ろせます。そんな安堵とともに登壇をさせていただきました。閉会の辞を申し上げる前に一言だけ皆様にお伝えをさせていただきたいことがございます。今研修大会のサブテーマには「教誨師は、とどまってはおれない」。これを選ばせていただきました。まさに本日参加いただきました教誨師の皆様に公募させていただき決定したサブテーマです。今日のお二方のご講師の先生方々には、私どもが今、なぜとどまっておられないのか。その理由と、これから私どもがそれぞれのみ教えに生かされながら目指すべき実践の内容、そういったものを具体的にお示しいただきました。このたびの研修会は、私にとっては非常に得るものが多く、皆様にとってもそうであってほしいなと思いながら、研修会を終えさせていただきました。両先生、本当にありがとうございました。では、閉会の宣言をさせていただきたいと思います。第 73 回近畿矯正管区教誨師研修大会並びに令和７年度京都府教誨師会研修会を、ただいまをもって閉じさせていただきます。皆様、ご参加、誠にありがとうございました。



6　参加者名簿

（1）来　賓（順不同・敬称略）

京都府　文化生活部長	嶋　津　誉　子
京都市　保健福祉局長	上　田　純　子
京都地方検察庁検事正	西　山　卓　爾
京都保護観察所長	藤　田　　博
近畿矯正管区管内篤志面接委員協議会副会長	大　川　哲　次

（2）教誨師（順不同・敬称略）

公益財団法人全国教誨師連盟理事長	竹　岡　郁　雄

【大阪刑務所】

木　本　和　行	浄土真宗本願寺派	村　山　雅　雄	曹洞宗
仲　尾　信　博	浄土真宗本願寺派	神　山　康　明	曹洞宗
長谷川　毅　正	浄土真宗本願寺派	細　川　寛　雄	高野山真言宗
新　川　隆　教	真宗大谷派	重　岡　奈津子	日本基督教団
坂　下　雅　裕	浄土宗	佐々木　久　裕	神社本庁
石　畠　俊　彦	浄土宗		

【西日本成人矯正医療センター】

墨　林　　浩	真宗大谷派	岸　本　光　子	日本基督教団
加　藤　貫　裕	日蓮宗		

【神戸刑務所】

藤　本　　潤	真宗大谷派	宮　里　俊　哲	浄土真宗本願寺派
新　居　大　典	高野山真言宗	高　橋　祥　之	高野山真言宗
髙　﨑　長　英	浄土真宗本願寺派	關　口　洋　介	神社本庁
雲　井　明　善	天台宗	西　池　　匡	浄土真宗本願寺派
倉　橋　観　隆	日蓮宗	志保見　道　開	曹洞宗
原　田　恵一郎	金光教	宰　務　洋　志	浄土真宗本願寺派

【加古川刑務所】

富　永　和　典	浄土宗西山禅林寺派	井　本　学　明	日蓮宗
中　尾　　進	金光教	渡　邉　顕　代	浄土真宗本願寺派
井　上　浩　義	浄土真宗本願寺派	宮　長　真　輔	曹洞宗
吉　田　実　盛	天台宗	髙　橋　　聡	カトリック

【播磨社会復帰促進センター】

小　松　守　道	神社神道
北　野　和　男	大本
笹　川　裕　通	高野山真言宗
寺　本　興　道	曹洞宗
藤　岡　好　弘	天理教
邨　上　了　圓	真宗大谷派
森　　勝　亮	日蓮宗
大　岡　周　覚	浄土真宗本願寺派

【和歌山刑務所】

福　井　浄　堂	浄土宗
西　尾　酒　子	神社本庁
木　全　満知子	真宗大谷派
柳　瀬　智　明	高野山真言宗
山　本　美　咲	プロテスタント
阪　口　隆　祥	高野山真言宗
岩　井　大　輔	天理教
山　本　行　圓	浄土真宗本願寺派

【姫路少年刑務所】

和　田　宏　之	浄土真宗本願寺派
時　久　忠　夫	プロテスタント（単立）
竹　内　英　昭	浄土真宗本願寺派
西　本　和　俊	神社本庁
江　田　政　亮	神社本庁
MBUINGA BLAISE	カトリック
池　田　賢　司	真宗大谷派

【大阪拘置所】

矢　野　吉　久	カトリック
若　林　正　信	金光教
宮　部　　渡	真宗大谷派
有　光　友　昭	日蓮宗
大　橋　恵　真	真宗大谷派
竹　延　真　治	カトリック
松　村　秀　方	浄土真宗本願寺派
谷　口　　和	プロテスタント（単立）
澤　田　圓　成	天台宗
春　名　康　範	プロテスタント

【神戸拘置所】

小　池　弘　三	真言宗須磨寺派
中　澤　章　浩	神社本庁
川　邨　裕　明	カトリック
宮　澤　清　志	プロテスタント
頼　富　本　典	東寺真言宗
後　藤　正　敏	天理教
志　田　雅　治	大本

【浪速少年院】

戸　田　直　夫	真宗大谷派

【交野女子学院】

龍　本　千賀子	浄土真宗本願寺派
永　富　美　加	日本基督教団

【和泉学園】

北　畠　顕　諒	真宗大谷派
阪　井　健　二	神社本庁

【加古川学園】

平　松　洋　一	日本基督教団
井　上　宥　恵	東寺真言宗
中　西　政　行	天理教
志　水　日出彦	天理教

【播磨学園】

小　松　勝　憲	浄土真宗本願寺派

【奈良少年院】

西　尾　良　史	天理教
當　麻　宏　文	真宗大谷派
中　村　宏　道	浄土宗
西　岡　健　司	天理教
宮　谷　　泉	キリスト教 日本福音教会
岩　崎　慶　昭	浄土真宗本願寺派

【京都医療少年院】

井　上　　廣	天理教
和　田　弘　彰	浄土真宗本願寺派

【京都拘置所】

金　山　雄　大	天理教
眞　田　浩　照	浄土真宗本願寺派
横　田　正　純	浄土真宗本願寺派
渡　邊　恭　章	真言宗泉涌寺派
大　坪　信　章	日本基督教団
宰　川　ゆかり	カトリック
奥　　晋一郎	日本聖公会

【京都刑務所】

秦　　明　人	浄土真宗本願寺派
日　野　隆　文	真宗大谷派
加　藤　良　光	浄土宗
冨　田　直　樹	真宗大谷派
河　原　知　広	浄土真宗本願寺派
髙　木　日出喜	大本
大　岡　　創	日本聖公会
河　原　善　雄	浄土真宗本願寺派
河　﨑　正　雄	金光教
羽　田　龍　也	浄土宗
奥　田　正　叡	日蓮宗
大久保　　洋	天理教
浅　野　献　一	日本基督教団
勝　田　良　樹	浄土宗
岩　田　浩　然	浄土宗西山禅林寺派
浦　郷　宜　右	真言宗醍醐派
西　永　篤　史	大本
安　部　隆　瑞	浄土宗
吉　田　環　樹	真宗大谷派
小　西　正　弘	天理教
磯　野　　淳	真宗大谷派
西　　中　道	神社本庁
天　野　康　治	金光教
上　寺　和　親	真宗大谷派
玄　武　　誠	浄土真宗本願寺派
藤　浪　正　明	浄土真宗本願寺派
橘　髙　貞　量	浄土宗

（3）矯正職員

近畿矯正管区長	古　橋　徹　也
近畿矯正管区成人矯正部長	山　﨑　宗　則
近畿矯正管区少年矯正部長	小　國　万里子
大阪刑務所長	林　　文　彦
西日本成人矯正医療センター長	市　川　昌　孝
神戸刑務所長	二階堂　亮　治
加古川刑務所長	浦　方　亀　世
播磨社会復帰促進センター長	鈴　木　一　之
和歌山刑務所長	三　木　直　美
姫路少年刑務所長	津　村　陽　一
大阪拘置所長	齋　藤　行　博
神戸拘置所長	内　山　巨　心
交野女子学院長	鈴　木　敏　行
和泉学園長	兼　平　　優
泉南学寮長	宇治田　直　樹
加古川学園長	吉　田　和　成
播磨学園長	坂　入　慎　悟
奈良少年院長	東別府　修　二
京都医療少年院長	五十嵐　雅　哉
京都刑務所長	櫛　引　唯一郎

近畿矯正管区	江　尻　　優
	池　田　尚　代
	桒　原　数　子
大阪刑務所	足　立　英　教
神戸刑務所	南　出　祐　司
	前　川　元　宏
加古川刑務所	岩　尾　千　明
	林　　勇　佑
播磨社会復帰促進センター	神　野　賢　也
	木　村　亮　太
和歌山刑務所	岡　村　昌　幸
	吉　國　由美子
姫路少年刑務所	西　岡　大　介
	渡　邊　剛　士
大阪拘置所	矢　野　光　明
神戸拘置所	竹　林　幸　治
	赤　松　太　士
	西　邑　基　弘
浪速少年院	河　野　浩　明
	和　田　耕　一
交野女子学院	石　井　史　彦
	田　畑　　佑
和泉学園	西　尾　泰　男
	西　　崇　志
泉南学寮	宮　原　浩　文
	桝　實　　剛
加古川学園	山　田　浩　平
	木　本　英　則
播磨学園	井ノ口　順　一
奈良少年院	山　本　宏　幸
	島　岡　敏　宏
京都医療少年院	北　永　正　喬
	梅　村　武　志
京都拘置所	太　田　　宏
	桑　鶴　真　浩
	百　海　由貴江
	伊　藤　雅　章
京都刑務所	山　本　俊　理
	岡　　正　人
	田　井　康　友
	住　田　洋　俊
	船　引　慎　司
	堀之内　大　輔
	山　田　隆　史

第73回近畿矯正管区教誨師研修大会記録誌

編　集　第73回近畿矯正管区教誨師研修大会実行委員会
事務局（京都刑務所）
〒607－8144
京都府京都市山科区東野井ノ上町20　京都刑務所内

発行者　近畿矯正管区教誨師連盟
会　長　和田　宏之

発　行　令和8年3月31日